

令和 7 年度 随意契約理由書

		番 号	1
担 当 課	[部 課 等 名] 観光スポーツPR部 スポーツ政策課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 9 5 4 6 (直通)		
契 約 案 件 名	早水公園体育文化センター メインアリーナバスケットボード修繕		
案 件 の 概 要	早水公園体育文化センター メインアリーナのバスケットゴールのボードを修繕するもの		
契約の相手方	[所 在 地] 都城市妻ケ丘町27-1 [名 称] 有限会社佐々木スポーツ		
契約の相手方の選定理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第5号該当 本修繕は、早水公園体育文化センター メインアリーナのバスケットゴールのボードを修繕するものである。 12月17日、施設管理者立会の下、バスケットゴール保守点検（年1回）を行った際、ボードに亀裂が入っていることが判明した。 ボードの表面ではなく、内部に亀裂が入っており、練習や試合での利用による経年劣化と思われる。 現在の状態で利用をすると、バスケットボールがリングに当たる振動で内部の亀裂が広がることで、リングを留めているネジがゆるみ、最悪リングが落下する恐れもあるため利用者の安全を考慮し利用を停止している。 上記事業者は、当該設備の保守点検業者であるため、設備や修繕内容を熟知し、また、修繕に当たり必要な物品の調達先も把握しており、早期の対応が可能である。 仮に、他事業者が本修繕を行った場合、設備内容の把握からする必要があり、速やかな対応が行えず、市民サービスの低下に繋がるおそれがある。 以上の理由により、上記業者と随意契約するものである。		
契 約 締 結 日	令和7年1月6日		
契 約 金 額	665,500円		

令和7年度 随意契約理由書

		番 号	2
担 当 課	[部 課 等 名] 観光スポーツPR部 スポーツ政策課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 9 5 4 6 (直通)		
契 約 案 件 名	「千葉ロッテマリーンズ春季キャンプ」観客用駐車場設営委託		
案 件 の 概 要	「千葉ロッテマリーンズ春季キャンプ」の観客用駐車場設営に係る業務を委託するもの		
契約の相手方	[所 在 地] 都城市都北町7010 [名 称] 平和リース株式会社		
契約の相手方の選定理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 「千葉ロッテマリーンズ春季キャンプ」は令和7年2月より本市の都城運動公園野球場を会場として練習日程が組まれており、今回が初めての実施となる。実施に当たり、都城運動公園近辺での観客用駐車場（500台分程度）の確保が必須である。 上記事業者は、駐車場として利用する土地の所有者であり、かつ、駐車場運営に必要な資材のレンタル・設営が可能である。また、今年度10月の第21回みやざきフェニックスリーグでも同様の駐車場設営に必要な資材の借用・設営の実績がある。 本業務に当たっては、土地所有者である上記事業者と契約することにより、設営に関する調整や交渉も円滑に進められ、本業務の効率化が高まる。また、土地に係るトラブル発生時の対応も迅速に行える。 以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。		
契 約 締 結 日	令和7年1月6日		
契 約 金 額	1, 100, 000円		

令和7年度 随意契約理由書

		番 号	3
担 当 課	[部 課 等 名] 福祉部 福祉課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 0 9 6 3 (直通)		
契 約 案 件 名	都城市物価高騰重点支援追加給付金（住民税非課税世帯及びこども加算分）給付事業に係る口座振込事務取扱契約		
案 件 の 概 要	物価高騰重点支援追加給付金（住民税非課税世帯支援及びこども加算分）を支給するため、口座振込に係る事務取扱委託を行うもの		
契約の相手方	[所 在 地] 宮崎市橘通東4丁目3番5号 [名 称] 株式会社宮崎銀行		
契約の相手方の選定理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当		
	本業務は、物価高騰等による低所得等世帯への支援追加給付金（住民税非課税世帯及びこども加算分）を速やかに支給するものである。 本市の公金支払は指定金融機関「宮崎銀行」が取り扱うこととなっており、これまでの給付金についても、対象振込件数が膨大であること等から、口座振込については通常の公金扱いとは別に、委託者コードを給付金専用で設定した公金扱いとしている。 よって、本案件においても、これまでの給付金支給業務と同様に公金支払の指定金融機関である上記事業者と随意契約するものである。		
契 約 締 結 日	令和7年1月6日		
契 約 金 額	執行見込総額 3, 8 8 9, 6 2 0 円		
	単価契約	単価	予定数量 合計
	振込手数料宮崎銀行内	110 円	17010 件 1,871,100
	振込手数料行外	178 円	11340 件 2,018,520

令和7年度 随意契約理由書

		番 号	4
担 当 課	[部 課 等 名] 福祉部 福祉課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 0 9 6 3 (直通)		
契 約 案 件 名	都城市物価高騰重点支援追加給付金（住民税非課税世帯及びこども加算分）給付事業に係る給付支援サービス利用		
案 件 の 概 要	物価高騰重点支援追加給付金（住民税非課税世帯及びこども加算分）を対象者へ給付するに当たり、申請から給付までのプロセスをデジタルで完結させ、迅速かつ効率的な給付を実現するもの		
契約の相手方	[所 在 地] 東京都江東区豊洲3丁目3番3号 [名 称] 株式会社NTTデータ		
契約の相手方の選定理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当		
	本サービスは、各種給付金の事務において、デジタル庁が各自治体で使える給付システムの構築をすすめ、上記事業者と連携のもと、給付システムの構築を行った。 よって、本サービスの導入が可能なのは上記事業者に限られるため、同事業者と随意契約するものである。		
契 約 締 結 日	令和7年1月7日		
契 約 金 額	1, 4 1 9, 0 0 0円		

令和7年度 随意契約理由書

		番 号	5
担 当 課	[部 課 等 名] 農政部 農村整備課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 9 8 1 (直通)		
契 約 案 件 名	令和6年災 第4号 口坪地区 災害測量設計業務委託		
案 件 の 概 要	令和6年台風10号により農地法面が被災しており、農地・農業用施設 災害復旧事業に申請するために必要な測量設計業務を行うもの		
契約の相手方	[所 在 地] 宮崎県南横市町1043-1 [名 称] 株式会社 甲南		
契約の相手方 の 選 定 理 由	地方自治法施行令第167条の2第1項第5号該当		
	災害復旧事業では国の災害査定申請に当たり、災害査定までの準備期間が短く早急に測量設計業務に取り掛かる必要がある。災害査定のための図面作成や復旧工法等の検討も早急に行わなければならないため、本件については競争入札に付する時間的余裕がない。 以上の理由により、早急な対応が可能との確認がとれた上記事業者と随意契約するものである。		
契 約 締 結 日	令和7年1月8日		
契 約 金 額	1, 2 1 0, 0 0 0円		

令和7年度 随意契約理由書

番 号

6

担 当 課	[部 課 等 名] 土木部 維持管理課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 7 5 2 (直通)
契 約 案 件 名	道修関連排 第3号 川東116号線道路維持修繕工事
案 件 の 概 要	老朽化した側溝の布設替えを行うもの
契約の相手方	[所 在 地] 都城市郡元町3260番地 [名 称] 有限会社 谷口建設
契約の相手方の選定理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 本案件は、昨年12月13日に指名競争入札を実施したが、すべての業者が辞退し入札不調となった。通常であれば予定価格の範囲内で再度入札を行うべきだが、工期が不足する状況である。 そこで、入札に代え、見積合わせにより決定することとした。 工事現場周辺の3者に見積もりを依頼したが、締切日までに2者が辞退し、最終的に上記事業者のみの見積もりとなった。 上記事業者の見積価格が予定価格内に収まっていたため、当該業者と随意契約を締結するものである。
契 約 締 結 日	令和7年1月8日
契 約 金 額	2, 9 9 2, 0 0 0円

令和7年度 随意契約理由書

		番 号	7
担 当 課	[部 課 等 名] ふるさと納税局 ふるさと納税局 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 4 5 2 (直通)		
契 約 案 件 名	Amazonふるさと露出プラン サービス利用申込 2月分		
案 件 の 概 要	Amazonふるさと納税のサイト上において、リンクやバナー広告の表示等を令和7年2月に実施するもの		
契約の相手方	[所 在 地] 東京都目黒区下目黒1-8-1 ARCO TOWER [名 称] アマゾンジャパン合同会社		
契約の相手方の選定理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 ふるさと納税の手段は、全国的にポータルサイトが主流となっている状況（都城市の場合、9割以上）であるため、認知度が一定以上あり、効果的な広告宣伝等による集客及び効率的な寄附獲得を期待できる大手ポータルサイトに申込フォームを開設することが有効である。 その点、アマゾンジャパンは国内最大級のショッピングサイトであり、ショッピングサイトの月間利用者数は約5,200万人であるため、アマゾンサービスを利活用して多くの利用者へ販促や告知を行うこと効果的である。 そのようなサイト内で広告を実施することは寄附額を伸ばすうえで非常に効果的であり、それができるのは同サイトを運営している上記事業者に限られるため委託先は特定される。 以上の理由により、本業務の目的に最も合致した履行が期待できる上記事業者と随意契約するものである。		
契 約 締 結 日	令和7年1月9日		
契 約 金 額	5, 7 2 0, 0 0 0円		

令和 7 年度 随意契約理由書

		番 号	8
担 当 課	[部 課 等 名] 農政部 農産園芸課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 4 2 5 (直通)		
契 約 案 件 名	木之川内ダムCCTVシステム修繕		
案 件 の 概 要	木之川内ダムのC C T Vシステムを修繕するもの		
契約の相手方	[所 在 地] 宮崎市広島二丁目 5 番 1 6 号 [名 称] 日本無線株式会社 宮崎営業所		
契約の相手方の選定理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当		
	当該C C T Vシステムは、施設所有者でもある国（農林水産省）が、上記事業者の開発した専用の設備を採用し導入したものである。 このため、本業務の履行に当たっては、上記事業者でなければ適切かつ確実な業務を実施することができない。 仮に他の事業者が本業務を履行し設備に不具合が発生した場合、その責任の所在が不明確となるばかりでなく、ダムの施設管理に支障を来すおそれもある。 以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。		
契 約 締 結 日	令和 7 年 1 月 1 0 日		
契 約 金 額	6 6 0 , 0 0 0 円		

令和7年度 随意契約理由書

番 号	9
-----	---

担 当 課	[部 課 等 名] 総務部 財産活用課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 6 7 2 (直通)
契 約 案 件 名	北別館3階部長室ほか硝子取替修繕
案 件 の 概 要	北別館3階環境森林部長室及び環境政策課の南側サッシ硝子において、ひび割れが発見され、下方へ落下の危険性があることから早急に取替をおこなうもの
契約の相手方	[所 在 地] 都城市庄内町12471番地 [名 称] ミツワ産業 株式会社
契約の相手方の選定理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第5号該当 北別館3階の下方には集中管理の公用車があり、また職員の往来もあるため、落下による事故も懸念されることから、早急に取替を行うものである。 上記事業者は、以前にこの建物の3階部分の硝子取替実績があり、構造上、外部側からしか取替出来ない事由や現在の硝子固定やその固定材料の除去方法を知っており、迅速な修繕対応が期待できる。 この修繕を他の事業者依頼した場合、調査から始める必要があり、修繕期間が長くなり、早期修繕が期待できない。 以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。
契 約 締 結 日	令和7年1月10日
契 約 金 額	682,000円

令和 7 年度 随意契約理由書

		番 号	10
担 当 課	[部 課 等 名] 消防局 総務課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 2 - 8 8 8 2 (直通)		
契 約 案 件 名	消防局職員特別健康診断業務及び肝炎検査業務		
案 件 の 概 要	労働安全衛生規則等に基づき、深夜業務に従事する消防局職員に対して特別健康診断を実施し、併せてH B s 抗原抗体検査を行うもの		
契約の相手方	[所 在 地] 都城市姫城町 8 街区 2 3 号 [名 称] 公益社団法人都城市北諸県郡医師会		
契約の相手方の選定理由	地方自治法施行令第167条の 2 第 1 項第 2 号該当		
	職員の定期健康診断は、これまで都城健康サービスセンターで実施しており、同センターが過去のデータを保有・管理している。 本業務は、職員の健康管理を目的に実施するものであり、目的達成のためには、受診者本人が、特別健康診断の健診結果だけでなく、過去複数年の健診データと比べながら、経過を見て、健康を管理していくことが重要である。そのため、今年度も職員のデータを保有・管理している上記センターで本業務を実施する必要がある。 以上の理由により、上記センターの指定管理者である上記法人と随意契約するものである。		
契 約 締 結 日	令和 7 年 1 月 1 0 日		
契 約 金 額	執行見込総額 7 0 1 , 6 6 8 円		
	複数単価契約	単価	予定数量 合計
	特別健康診断	2,612 円	148 386,576
	肝炎検査	2,129 円	148 315,092

令和7年度 随意契約理由書

番 号

11

担 当 課	[部 課 等 名] 観光スポーツPR部 みやこんじょPR課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 6 1 5 (直通)
契 約 案 件 名	温泉200 t タンク積算計取替修繕
案 件 の 概 要	温泉200 t タンク積算計取替修繕を行うもの
契約の相手方	[所 在 地] 鹿児島県鹿児島市田上町4 3 5 1 番地 [名 称] 川幸産業 株式会社
契約の相手方の選定理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 本修繕は、かかしの里ゆぼっぽの温泉200 t タンク積算計の取替修繕を行うものである。 積算計は日々の湯量測定に必要な計器であるが、耐用年数を経過しており取替修繕が必要な状況である。 上記事業者は毎月の温泉設備点検や更新に加え、源泉の保守管理を行っており、ゆぼっぽの温泉関連設備に精通している事業者である。また、同源泉を使用している他積算計も上記事業者が取替修繕しており、施工後の動作確認もスムーズにでき、万が一のトラブルが生じたときは速やかな対応が可能である。 仮に他の事業者が本修繕を施工した場合、保守事業者と修繕事業者が混在することになり、保守事業者である上記事業者は本修繕の詳細を把握できないため、機器に故障が生じたときに速やかな対応が行えず、その責任の所在も不明確となる。 以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。
契 約 締 結 日	令和7年1月14日
契 約 金 額	6 6 1 , 1 0 0 円

令和 7 年度 随意契約理由書

		番 号	12
担 当 課	[部 課 等 名] こども部 こども政策課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 6 8 4 (直通)		
契 約 案 件 名	都城市こども・子育て支援機能導入調査検討業務委託		
案 件 の 概 要	こども・子育て支援機能の導入に係る調査検討業務を委託するもの		
契約の相手方	[所 在 地] 宮崎市江平西一丁目 5 番 1 1 号 [名 称] パシフィックコンサルタンツ 株式会社 宮崎事務所		
契約の相手方の選定理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 本業務の実施に当たっては、関連業務等の実績に基づく専門的知識やノウハウを踏まえたアドバイス、提言等、高い企画力・提案力が必要であるため、都城市こども・子育て支援機能導入調査検討業務委託プロポーザル実施要領に基づき、指名型プロポーザルによる事業者の選定を行うこととした。 本プロポーザルにおいては、令和6年12月10日に8者を指名し、技術提案書の提出を通知した結果、1者から提出があった。その後、提出された技術提案書を基に、12月26日に選定委員会にてプレゼンテーション審査を実施した。 プレゼンテーション審査では、コンセプト、導入機能等を評価項目とした技術審査及び価格審査を行い、審査の結果、上記事業者を優先交渉者として選定した。 以上の理由により、本プロポーザルの優先交渉者である上記事業者と随意契約するものである。		
契 約 締 結 日	令和7年1月14日		
契 約 金 額	8, 0 1 9, 0 0 0 円		

令和7年度 随意契約理由書

番 号

13

担 当 課	[部 課 等 名] 消防局 警防救急課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 2 - 8 8 8 3 (直通)
契 約 案 件 名	救急車1台の売却に係る契約の締結
案 件 の 概 要	消防局所有の救急車1台を、車両更新に伴い売却するもの。
契約の相手方	[所 在 地] 都城市都北町5082-1 [名 称] 太信鉄源株式会社 都城支店
契約の相手方の選定理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 本件は、救急車1台を売却するものであり、当該業種において競争入札参加資格者名簿の登載者がない。 そこで、本件について買取り可能な3者に対し見積書を徴したところ、上記事業者が最も高価な金額を提示したため、上記事業者と随意契約するものである。
契 約 締 結 日	令和7年1月17日
契 約 金 額	930,600円

令和 7 年度 随意契約理由書

		番 号	14
担 当 課	[部 課 等 名] 観光スポーツPR部 みやこんじょ P R 課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 6 1 5 (直通)		
契 約 案 件 名	かかしの里ゆぼっぱ改修に関する支援業務委託		
案 件 の 概 要	「かかしの里ゆぼっぱ」の施設改修に当たり、技術的な助言及び提案等に関する支援を行うもの		
契約の相手方	[所 在 地] 熊本県八代市袋町 1 番 4 5 号 いずみビル 2 階 [名 称] 株式会社 大環		
契約の相手方の選定理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 本業務は、本市の温泉施設である「かかしの里ゆぼっぱ」において、老朽化に伴う施設改修を行うに当たり、技術的な助言及び提案等を求める業務である。 本業務においては、施設運営に際し、省エネ及び省力化に資する改修等についての知識やノウハウ、実績を有する事業者からの助言及び提案等を受けることが、有効な施設改修に向け必要な要素となる。 上記事業者は、本市が令和5年4月に民間譲渡した公営温泉施設の譲渡先となった事業者であり、自社で電気、管工事をはじめ、本市が譲渡した温泉施設以外にも同種の施設運営を行っている。 また、譲渡後の温泉施設運営に際し、自社で省エネ、省力化に資する設備改修等を実施し、水光熱費及び燃料費など運営経費の大幅なコストダウンを行っており、施設経営の安定化に資する実績を有している。 以上のことから、上記事業者と随意契約するものである。		
契 約 締 結 日	令和7年1月17日		
契 約 金 額	1, 2 7 6, 0 0 0 円		

令和7年度 随意契約理由書

番号 15

担 当 課	[部 課 等 名] 地域振興部 地域振興課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 1 3 2 (直通)
契 約 案 件 名	都城市総合文化ホール空調自動制御機器修繕
案 件 の 概 要	都城市総合文化ホールの大ホール及び中ホールの空調自動制御機器の修繕を行うもの
契約の相手方	[所 在 地] 鹿児島県鹿児島市鴨池新町6-6 鴨池南国ビル5階 [名 称] ジョンソンコントロールズ株式会社鹿児島営業所
契約の相手方の選定理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 都城市総合文化ホールの空調自動制御機器については、同ホール専用の仕様となっている。 現在、ホールの空調自動制御機器のうち、ホール内の二酸化炭素の濃度が高まった際、外気を取り入れる機器に不具合が生じ、常に外気を取り入れる状況になっている。そのため、ホール内の空調が効かず、利用者に不便を生じさせているため、早急な修繕が必要である。 上記事業者は、都城市総合文化ホールの空調自動制御機器について当初から設計・施工に携わっているため、当該設備全体を把握しており、確実な修繕を履行することができる。 また、仮に他事業者が本修繕を行った場合、その後に発生した不具合について、責任の所在が不明確になり、メーカーの保証も受けられなくなるおそれもある。 さらに、上記事業者は、空調自動制御機器について、指定管理者と保守点検業務委託契約を締結しており、定期的な保守点検等に併せて修繕作業をすることで作業費等の経費節減が見込まれる。 以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。
契 約 締 結 日	令和7年1月17日
契 約 金 額	1, 9 8 0, 0 0 0円

令和7年度 随意契約理由書

番号 16

担 当 課	[部 課 等 名] 教育委員会 学校給食課 [電 話 番 号] 0986-23-2617 (直通)
契 約 案 件 名	都城市都城学校給食センター 真空冷却機
案 件 の 概 要	都城学校給食センターのA調理場及びB調理場の和え物室に設置されている真空冷却機の更新を行うもの。
契約の相手方	[所 在 地] 都城市若葉町54号7番地東ビル505号室 [名 称] 株式会社都城アイホー
契約の相手方の選定理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 本業務は、都城学校給食センターのA調理場及びB調理場の和え物室に設置してある真空冷却機の更新を行うものである。 現在、都城学校給食センターで使用している厨房機器は、株式会社アイホー製である。 和え物調理は、使用する食材をパレットに乗せ、専用のカートで蒸し器に入れて加熱した後、パレットに触れることなくカートを真空冷却機に移動し冷却するという、一連の作業動線によって行う必要がある。 同社製真空冷却機は、その構造や設計が他社製品と異なり、専門的な知識と技術が必要であり、また、専用部品が使用されており、これらの部品は株式会社アイホーからのみ供給される。 仮に他業者の真空冷却機を導入した場合、現在蒸し器と真空冷却機で使用している専用カートは他社製の真空冷却機と互換性がないため、蒸し器の更新も必要となる。また、真空冷却機に通じる蒸気配管は、同社製真空冷却機専用となっているため、配管の追加修繕が発生する可能性が高く、結果としてコストや工期が大幅に増加することから、当該設備と同一仕様の機器を導入する必要がある。 以上の理由から株式会社アイホーの市内唯一の取扱業者である上記業者と随意契約を行うものである。
契 約 締 結 日	令和7年1月17日
契 約 金 額	28,820,000円

令和 7 年度 随意契約理由書

		番 号	17
担 当 課	[部 課 等 名] 総務部 財産活用課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 6 7 2 (直通)		
契 約 案 件 名	本庁舎地下 2 階非常用発電機不具合調査業務委託		
案 件 の 概 要	本庁舎地下 2 階の非常用発電機の起動不可による不具合調査及び不具合処置を行うもの		
契約の相手方	[所 在 地] 兵庫県明石市川崎町 1 番 1 号 [名 称] 株式会社カワサキマシンスystemズ 統括本部ガスタービンサービス本部西部事務所		
契約の相手方の選定理由	地方自治法施行令第167条の 2 第 1 項第 5 号該当 本庁舎地下2階の非常用発電機は、本庁舎本館及び南別館の停電時の電力を確保する装置であるが、1 月の月次試運転をしたところ起動できなかった。 非常用発電機が起動しなければ、停電時にサーバーの停止、電話の不通など庁舎管理に重大な被害が生じることから早急な不具合調査の対応が求められる。 この点、当該事業者は非常用発電機のメーカーであり、保守点検業務を受託しているため構造に精通しており、確実な調査や処置が可能である。 また、仮に他の事業者が本業務を行う場合、保守事業者と本業務の事業者が混在することになり、保守事業者である上記事業者は本業務の内容の詳細を把握できないため、機器に故障が生じたときに速やかな対応が行えない。 以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。		
契 約 締 結 日	令和 7 年 1 月 2 0 日		
契 約 金 額	6 6 0 , 0 0 0 円		

令和7年度 随意契約理由書

番 号 18

担 当 課	[部 課 等 名] 観光スポーツPR部 スポーツ政策課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 9 5 4 6 (直通)
契 約 案 件 名	都城運動公園ブルペン照明パネル設置業務委託
案 件 の 概 要	千葉ロッテマリーンズ春季キャンプ実施に当たり、都城運動公園ブルペンの照明にパネルを設置するもの
契約の相手方	[所 在 地] 都城市一万城町21号10番 [名 称] 株式会社 匠
契約の相手方の選定理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 本件は千葉ロッテマリーンズ春季キャンプ実施に当たり、都城運動公園ブルペンの照明部分に投球時の妨げにならないようパネルを設置するものである。 上記事業者は、ブルペンの建築工事を施工した事業者であり、本照明の構造を熟知しており、本件パネルの追加についても早急な対応が可能である。 また、仮に他の事業者にも本業務を委託した場合、照明主要部分の施工者とパネル部分の施工者が混在することとなり、不具合発生等の早急な対応やその際の責任の所在も不明確となる。 以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。
契 約 締 結 日	令和7年1月20日
契 約 金 額	707,300円

令和 7 年度 随意契約理由書

		番 号	19
担 当 課	[部 課 等 名] 観光スポーツPR部 みやこんじょPR課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 6 1 5 (直通)		
契 約 案 件 名	メディア連動イベントPR実施業務委託		
案 件 の 概 要	テレビ放映ドラマ「物産展の女」に連動したイベントを実施することで広く都城メンチなど本市の魅力をPRするもの		
契約の相手方	[所 在 地] 東京都港区虎ノ門4-3-9 住友新虎ノ門ビル5階 [名 称] 株式会社テレビ東京メディアネット		
契約の相手方の選定理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 本件は、今年度のメディアPRで放映するテレビ東京ドラマ「物産展の女」に連動し、首都圏の方に向けた都城メンチなど本市の魅力をPRするイベント等を実施するものである。 ドラマを放映し、本イベントの実施業務を担うのは上記事業者のみであり、契約の相手方は上記事業者に特定される。 以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。		
契 約 締 結 日	令和7年1月20日		
契 約 金 額	1, 1 0 0, 0 0 0 円		

令和 7 年度 随意契約理由書

		番 号	20
担 当 課	[部 課 等 名] 土木部 道路公園課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 6 1 3 (直通)		
契 約 案 件 名	市内各公園複合遊具修繕		
案 件 の 概 要	市内各公園の複合遊具を修繕するもの。		
契約の相手方	[所 在 地] 東諸県郡国富町大字宮王丸 6 7 7 番地 [名 称] 株式会社 日光製作所		
契約の相手方の選定理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 本件は、令和5年度公園遊具定期点検を実施した結果、経年劣化及び安全基準に満たない大王街区公園、祝吉郡元公園、志比田児童公園、郡元6号街区公園、今町鉄道記念公園、川東第3児童公園に設置している複合遊具の修繕を行うものである。 本複合遊具の設置及び定期点検業務は上記事業者が行っており、本複合遊具の取替部品（特殊金具・固定部品）も他社では製造しておらず、独自の部品を使用している。修繕が必要とされる箇所の把握から施工までスムーズな施工が見込める。 本複合遊具は極めて利用頻度が多く、仮に他の事業者が本修繕を施工した場合、本修繕内容の把握から施工までに時間を要し、速やかな対応が行えず、市民サービスの低下に繋がることが予想される。 以上の理由により、本業務を早急かつ適切に履行可能な上記事業者と随意契約するものである。		
契 約 締 結 日	令和7年1月20日		
契 約 金 額	6, 4 9 0, 0 0 0 円		

令和 7 年度 随意契約理由書

番 号	21
-----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 総務部 危機管理課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 1 2 9 (直通)
契 約 案 件 名	新防災行政無線整備事業 (戸別受信機) 業務委託
案 件 の 概 要	浸水想定区域内にある要配慮者利用施設および土砂災害警戒区域に住んでいる方に対して、防災行政無線戸別受信機の設置意向確認および設置作業を行うもの
契約の相手方	[所 在 地] 宮崎市高千穂通二丁目 1 番 1 6 号 [名 称] 西日本電信電話 株式会社 宮崎支店
契約の相手方の選定理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第26号該当 本業務の履行に当たっては、防災行政無線戸別受信機の設置実績や防災行政無線親局操作卓の仕様などに精通している必要がある。 しかし、市内の名簿登載事業者でそれらの要件を満たす事業者に対し入札通知を行ったところ今年度中の業務履行が可能な業者が1者のみで入札不調となった。そのため履行可能な事業者を県内に広げ探したところ、1者見つかった。 本来であれば、入札により契約相手を決定すべきですが、履行期間が短く入札に付する時間がないため、競争入札に代え、当該2者での見積合せを行うことにより決定することとし、見積合せを行った結果、上記事業者の見積額が最も安価であった。 以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。
契 約 締 結 日	令和 7 年 1 月 2 2 日
契 約 金 額	6, 3 8 0, 0 0 0 円

令和7年度 随意契約理由書

		番 号	22
担 当 課	[部 課 等 名] 地域振興部 高城総合支所 産業建設課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 5 8 - 2 3 1 0 (直通)		
契 約 案 件 名	解体第2号 第2軍神原団地解体工事		
案 件 の 概 要	第2軍神原団地の解体工事を実施するもの		
契約の相手方	[所 在 地] 都城市山田町山田3330番地の1 [名 称] 稲元建設 株式会社		
契約の相手方の選定理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 本件は火災により焼失した住宅の解体工事であり、予定価格が130万円を超えるため、本来は入札により契約相手方を決定すべきですが、築造が昭和51年と古いことから、詳細な図面がなく、さらに大半が火災により焼失しており、正確な数量の算出が困難で積算することが出来ないため、競争入札に代え、6者での見積合わせを行うことにより決定することとし、見積合わせを行った結果、上記事業者の見積額が最も安価であった。 以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。		
契 約 締 結 日	令和7年1月23日		
契 約 金 額	1, 6 2 8, 0 0 0円		

令和 7 年度 随意契約理由書

番 号	23
-----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 教育委員会 都城島津邸 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 1 1 6 (直通)
契 約 案 件 名	都城島津伝承館展示室照明LED化修繕
案 件 の 概 要	博物館施設（都城島津伝承館）展示室内照明設備をLED化するもの
契約の相手方	[所 在 地] 東京都江東区木場二丁目 1 7 番 1 6 号 ビサイド木場 1 階 [名 称] 株式会社ウチダテクノ
契約の相手方の選定理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 本業務は、博物館施設（都城島津伝承館）展示室の天井部及び展示ケース内に設置されている照明設備のLED化作業である。 当館の展示ケースは、貴重な文化財を安全に展示し、文化財の材質等に応じた最適な展示環境を保持するための特殊な構造になっている。また、博物館の照明設備は、一般的な設備とは異なり、文化財の劣化を防ぐために規定された照度設定等に対応可能かつ光によるダメージを最小限に抑えることのできる性能を備えたものでなくてはならない。 そのため、作業に当たっては、博物館施設に適した製品を選定し、専門的知識・技術を有する事業者によって施工される必要がある。 この点、上記事業者は、当館開館時の照明設備施工業者であり、展示ケース及び展示室全体の照明設備の構造・性質に応じた取扱いに精通している。また、施工計画の段階から、当該業者を交えて文化庁と協議・確認を行っているため、本業務を最も適切かつ確実に履行できる。仮に、他事業者に依頼した場合、照明設備に異常等が発生した際の原因究明と対応に遅れが生じ、文化財の安全な展示に支障をきたす恐れがある。以上の理由から、上記事業者と随意契約するものである。
契 約 締 結 日	令和 7 年 1 月 2 3 日
契 約 金 額	3, 3 0 0, 0 0 0 円

令和7年度 随意契約理由書

番 号

24

担 当 課	[部 課 等 名] こども部 こども政策課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 6 8 4 (直通)
契 約 案 件 名	志比田児童プール プール本体及び周辺設備修繕
案 件 の 概 要	児童プール本体及び周辺設備の修繕
契約の相手方	[所 在 地] 都城市志比田町9 1 4 3 番地5 [名 称] 株式会社 九都防水工業
契約の相手方の選定理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第5号該当 該当の児童プールは、地元の利用意向があり、令和7年の夏休みの開放に向け、令和7年6月末には修繕を完了させる必要があるが、修繕には5か月程度を要するとされ、早急に修繕に着手する必要がある。 そこで、競争入札に代え、当該6者での見積合せを行うことにより決定することとし、見積合わせを行った結果、上記事業者の見積額が最も安価であった。 以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。
契 約 締 結 日	令和7年1月23日
契 約 金 額	4, 6 2 0, 0 0 0円

令和7年度 随意契約理由書

		番 号	25
担 当 課	[部 課 等 名] こども部 こども政策課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 6 8 4 (直通)		
契 約 案 件 名	丸谷児童プール プール本体及び周辺設備修繕		
案 件 の 概 要	児童プール本体及び周辺設備の修繕		
契約の相手方	[所 在 地] 都城市志比田町4 9 7 2 番地6 [名 称] 株式会社 福永塗装		
契約の相手方の選定理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第5号該当 該当の児童プールは、地元の利用意向があり、令和7年の夏休みの開放に向け、令和7年6月末には修繕を完了させる必要があるが、修繕には5か月程度を要するとされ、早急に修繕に着手する必要がある。 そこで、競争入札に代え、当該6者での見積合せを行うことにより決定することとし、見積合わせを行った結果、上記事業者の見積額が最も安価であった。 以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。		
契 約 締 結 日	令和7年1月23日		
契 約 金 額	5, 5 0 0, 0 0 0 円		

令和 7 年度 随意契約理由書

番 号 26

担 当 課	[部 課 等 名] 農政部 農村整備課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 9 8 2 (直 通)
契 約 案 件 名	令和 6 年度 地籍調査事業 第 3 号 山神田地区 地籍図根三角点座標補正業務委託
案 件 の 概 要	令和 5 年度に設置した山神田地区地籍図根三角点の座標補正、検証測量業務を委託するもの
契約の相手方	[所 在 地] 都城市一万城町 4 1 号 5 番 [名 称] 株式会社 松川測量設計
契約の相手方の選定理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号該当 本地区は昨年度に地籍図根三角点設置が終了し、一筆地調査、細部図根点測量の段階に移行しようとしていたが令和 6 年 8 月 8 日の日向灘を震源とする地震による地殻変動のため、座標補正を行う必要が生じた。 本地区の調査を上記事業者が受託しており、地籍図根三角点の地震前データを保有し、補正パラメーター、補正プログラムへの入力が円滑に行える。また、検証測量において杭の設置位置を把握しているなど現地状況にも精通しており補正作業への迅速な対応が可能である。 以上の理由により、競争入札に付することが不利と認められるため、上記事業者と随意契約するものである。
契 約 締 結 日	令和 7 年 1 月 2 4 日
契 約 金 額	7 4 8 , 0 0 0 円

令和 7 年度 随意契約理由書

番 号 27

担 当 課	[部 課 等 名] 農政部 農村整備課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 9 8 2 (直通)
契 約 案 件 名	令和 6 年度 地籍調査事業 第 4 号 大谷地区 地籍図根三角点座標補正業務委託
案 件 の 概 要	令和 5 年度に設置した大谷地区地籍図根三角点の座標補正、検証測量業務を委託するもの
契約の相手方	[所 在 地] 都城市中原町 6 街区 7 号 [名 称] 株式会社 都城技建コンサルタント
契約の相手方の選定理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号該当 本地区は昨年度に地籍図根三角点設置が終了し、一筆地調査、細部図根点測量の段階に移行しようとしていたが令和 6 年 8 月 8 日の日向灘を震源とする地震による地殻変動のため、座標補正を行う必要が生じた。 本地区の調査を上記事業者が受託しており、地籍図根三角点の地震前データを保有し、補正パラメーター、補正プログラムへの入力円滑に行える。また、検証測量において杭の設置位置を把握しているなど現地状況にも精通しており補正作業への迅速な対応が可能である。 以上の理由により、競争入札に付することが不利と認められるため、上記事業者と随意契約するものである。
契 約 締 結 日	令和 7 年 1 月 2 4 日
契 約 金 額	7 7 0 , 0 0 0 円

令和 7 年度 随意契約理由書

		番 号	28
担 当 課	[部 課 等 名] 総務部 情報政策課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 1 2 0 (直通)		
契 約 案 件 名	総合行政ネットワーク (LGWAN) 関連機器更新業務委託		
案 件 の 概 要	総合行政ネットワーク (LGWAN) の切替えに伴い関連機器を更新するもの		
契約の相手方	[所 在 地] 宮崎市高千穂通一丁目 6 番 3 8 号 [名 称] 行政システム九州株式会社 宮崎支店		
契約の相手方の選定理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 本業務は、既存の宮崎県の回線を利用したLGWAN接続方式から、宮崎県の回線を利用しない直接接続方式へ変更することに伴い、関連機器を更新するものである。 現在整備されている都城市庁内ネットワークは上記事業者が導入・構築したものであり、同事業者でなければ本業務の確実な履行を期待できない。 仮に本業務を他の事業者へ委託した場合、庁内ネットワークの構築事業者とLGWAN接続整備事業者が混在することとなるため、障害発生時の迅速な対応が難しく、その責任の所在も不明確となる。 以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。		
契 約 締 結 日	令和 7 年 1 月 2 7 日		
契 約 金 額	2, 8 1 3, 8 0 0 円		

令和7年度 随意契約理由書

		番 号	29
担 当 課	[部 課 等 名] 土木部 維持管理課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 7 5 2 (直通)		
契 約 案 件 名	宮前457号線法面修繕		
案 件 の 概 要	令和6年6月21日の豪雨により発生した道路災害の修繕復旧を行うもの		
契約の相手方	[所 在 地] 都城市南横市町4462番地4 [名 称] 有限会社 堀之内緑地開発		
契約の相手方の選定理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第5号該当		
	本案件は、工事により復旧することを計画していたが、地形の特性上、安定勾配を確保することができず工事による復旧に適さない。 被災箇所は現在でも全面通行止めの状態が続いており、早急に対処しなければ、市民の日常生活における交通に深刻な影響を及ぼすだけでなく、更なる被害の拡大は免れず、緊急で復旧を行う必要がある。 これらの状況を踏まえ、応急的な処置として修繕により復旧を行うこととした。 通常であれば入札により契約相手方を決定すべき案件だが、緊急性を考慮すると入札に付する時間的余裕がない。そこで、入札に代え、被災現場周辺で当該現場と同様の法面修繕の実績がある3者に見積合せを行うことにより決定することとし、見積合わせを行った結果、上記事業者の見積価格が最も安価であった。 以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。		
契 約 締 結 日	令和7年1月28日		
契 約 金 額	979,000円		

令和 7 年度 随意契約理由書

		番 号	30
担 当 課	[部 課 等 名] 教育委員会 教育総務課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 9 5 4 3 (直通)		
契 約 案 件 名	上長飯小外消防用設備修繕		
案 件 の 概 要	上長飯小学校外 2 校（庄内小・吉之元小）の消火ポンプ制御盤等の故障により火災に関して正常な対応ができないため、取替修繕を行うもの		
契約の相手方	[所 在 地] 都城市高城町石山 1 4 3 番地 2 [名 称] カミムラ電気防災		
契約の相手方の選定理由	地方自治法施行令第167条の 2 第 1 項第 5 号該当 上記事業者が調査した結果、上長飯小学校外 2 校（庄内小・吉之元小）の消火ポンプ制御盤等の不具合が確認された。 現在、消火ポンプ制御盤等の故障により火災に関して正常な対応ができないため、緊急の修繕が必要である。 この点、上記事業者は、早急な対応が可能であること、また、今年度、上記小学校の消防用設備点検業務を受託し、同校の消防設備機器について熟知していることから、本業務の迅速かつ確実な履行が可能である。 以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。		
契 約 締 結 日	令和 7 年 1 月 2 9 日		
契 約 金 額	5 4 8 , 9 0 0 円		

令和7年度 随意契約理由書

		番 号	31
担 当 課	[部 課 等 名] 教育委員会 教育総務課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 9 5 4 3 (直通)		
契 約 案 件 名	五十市小パソコン室空調機圧縮機修繕		
案 件 の 概 要	五十市小学校パソコン室の空調機圧縮機の修繕を行うもの		
契約の相手方	[所 在 地] 都城市下川東三丁目15号8番地 [名 称] 有限会社 福島設備工業		
契約の相手方の選定理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第5号該当 当該施設は、今季一番の冷え込みが継続し、インフルエンザも流行している状況でもあり、児童生徒の健康や防寒対策として緊急対応が必要となる施設であるため、早急に修繕を行う必要があり、競争入札に付する時間がない。 その点、上記事業者は、参考見積書提出の際に空調機の現場調査を実施し、空調機や冷媒配管の施工方法も専門メーカーに確認しており、本修繕の迅速な履行が可能である。さらに、令和元年度に実施した五十市小学校空調設置工事において普通教室等に空調機及び集中リモコンを設置しており、既に図面等も所持しており配管配線にも精通している。 以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。		
契 約 締 結 日	令和7年1月29日		
契 約 金 額	616,000円		

令和7年度 随意契約理由書

番 号 32

担 当 課	[部 課 等 名] 土木部 都市計画課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 0 9 0 (直通)
契 約 案 件 名	都城志布志道路開通記念新聞広告業務
案 件 の 概 要	都城志布志道路の開通を記念し、記念式典及びプレイベントを開催することから、広報を新聞紙面に掲載する業務を依頼するもの。 ①プレイベント事前告知 (令和7年2月2日 掲載予定) ・サイズ 全3段モノクロ ②開通日前日広告 (令和7年2月14日 掲載予定) ・サイズ 全15段フルカラー
契約の相手方	[所 在 地] 都城市中原町39街区1号 [名 称] 株式会社 都城宮日サービスセンター
契約の相手方の選定理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 宮崎県内で宮崎日日新聞が発行部数で他の新聞を上回っており、最も効果的な広報が可能であるため、宮崎日日新聞社広告代理店である上記事業者と随意契約するもの。 各新聞社の県内販売部数 (令和6年10月現在) 1. 宮崎日日新聞社 184,049部 2. 朝日新聞 3,871部 3. 毎日新聞 11,257部 4. 読売新聞 16,080部
契 約 締 結 日	令和7年1月29日
契 約 金 額	2,282,500円

令和7年度 随意契約理由書

番 号 33

担 当 課	[部 課 等 名] 教育委員会 教育総務課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 9 5 4 3 (直通)
契 約 案 件 名	山田中学校 電話主装置取替修繕
案 件 の 概 要	落雷により罹災した電話主装置及び周辺機器を更新するもの
契約の相手方	[所 在 地] 都城市早鈴町1496番地 [名 称] 九州電通建設株式会社
契約の相手方の選定理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 山田中学校の電話主装置は、パナソニックの製品であるが、現在パナソニックはビジネス用電話を製造しておらず、当該機器のメーカー修理対応期間も終了しているため、主装置本体の更新が必要である。 電話機の不調は、学校事務の遂行に多大な支障を来す原因となるため、緊急時において、早急に復旧作業を行う必要がある。このため、学校における電話機の不調があった際、修繕業務を履行する事業者は、短時間でアクセスできる場所（市内）に事業所を有している必要がある。 上記を踏まえ、市内において主装置本体の更新が可能な事業者は2者のみであり、2者のうち本件対応可能と回答のあった事業者は上記事業者のみである。 以上のことから、都城市内に事業所を有し、本業務の速やかな対応が可能な上記事業者と随意契約するものである。
契 約 締 結 日	令和7年1月30日
契 約 金 額	979,000円

令和7年度 随意契約理由書

番号 34

担 当 課	[部 課 等 名] 教育委員会 教育総務課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 9 5 4 3 (直通)
契 約 案 件 名	小松原中学校 電話主装置取替修繕
案 件 の 概 要	落雷により罹災した電話主装置及び周辺機器を更新するもの
契約の相手方	[所 在 地] 都城市早鈴町1496番地 [名 称] 九州電通建設株式会社
契約の相手方の選定理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 小松原中学校の電話主装置は、岩崎通信機株式会社の製品であるため、その修繕は、通常メーカーや代理店でしか対応できないが、市内には存在しない。 さらに、当該機器は製造から約20年経過しており、メーカー修理対応期間も終了しているため、主装置本体の更新が必要である。 電話機の不調は、学校事務の遂行に多大な支障を来す原因となるため、緊急時において、早急に復旧作業を行う必要がある。このため、学校における電話機の不調があった際、修繕業務を履行する事業者は、短時間でアクセスできる場所（市内）に事業所を有している必要がある。 上記を踏まえ、市内において主装置本体の更新が可能な事業者は2者のみであり、2者のうち本件対応可能と回答のあった事業者は上記事業者のみである。 以上の理由から、上記事業者と随意契約するものである。
契 約 締 結 日	令和7年1月30日
契 約 金 額	1, 3 6 4, 0 0 0円

令和7年度 随意契約理由書

		番 号	35
担 当 課	[部 課 等 名] 教育委員会 生涯学習課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 9 5 4 5 (直通)		
契 約 案 件 名	都城私立図書館等事務用パソコン		
案 件 の 概 要	都城市立図書館等事務用パソコンの購入		
契約の相手方	[所 在 地] 都城市花繰町20号8番地 [名 称] 株式会社システム・ナイン		
契約の相手方の選定理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第8号該当 上記案件について、3者を指名し競争入札を執行したところ、入札前に1者が辞退、2者で行った1回目の入札が不落となり、2回目の入札においては、上記事業者以外の者が辞退をしたことから不落随意契約によることとした。入札参加者のうち見積合せ参加を希望した者は、上記事業者のみであったため、同事業者から見積書を徴し、随意契約するものである。		
契 約 締 結 日	令和7年1月30日		
契 約 金 額	3, 7 4 0, 0 0 0円		

令和7年度 随意契約理由書

番 号 36

担 当 課	[部 課 等 名] 土木部 維持管理課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 7 5 2 (直通)
契 約 案 件 名	道適 第12号福島・後久線(2工区)舗装工事
案 件 の 概 要	老朽化した舗装を緊急的に打換えるもの。
契約の相手方	[所 在 地] 都城市姫城町25街区68号 [名 称] 株式会社 木場組
契約の相手方の選定理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第5号該当 福島・後久線は、安久町と市中心部を結ぶ1級市道で、通勤等に欠かせない幹線道路であるが、本路線の一部区間において、路面の劣化が進行し、走行に対する安全性の確保が困難な状態となったため、緊急的に舗装打換えを行う必要が生じた。 現在、同路線の舗装工事(当該舗装箇所北側)を受注している上記事業者と契約することにより、準備期間等の大幅な工期短縮を図ることができ、早急な対応が可能となる。 以上の理由から、上記事業者と随意契約するものである。
契 約 締 結 日	令和7年1月30日
契 約 金 額	7, 3 4 8, 0 0 0円

令和7年度 随意契約理由書

		番 号	37
担 当 課	[部 課 等 名] 環境森林部 森林保全課 [電 話 番 号] 0986-23-2152 (直通)		
契 約 案 件 名	鳥獣被害対策 傷害保険		
案 件 の 概 要	都城市鳥獣被害防止計画に基づく、鳥獣有害鳥獣捕獲活動に従事する有害鳥獣捕獲班の班員に対して、活動従事中に起きた傷害補償を行うため、総合生活保険（傷害保険）に加入するもの		
契約の相手方	[所 在 地] 東京都中央区日本橋蛸殻町1-36-2 共和ビル5F [名 称] 株式会社 中央保険センター		
契約の相手方の選定理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 本保険の対象については、鳥獣被害対策における有害鳥獣捕獲班の班員が銃器等を利用して有害鳥獣捕獲実施に従事する特殊な活動に対する傷害保険であり、通常の傷害保険では対応することができない。 また、有害鳥獣捕獲班員は、別途、自らも保険に加入しているが、有害鳥獣捕獲班の活動は、市の業務と同等のものであるため、充実した補償とする必要がある。 そのため、捕獲班員が加入している傷害保険をカバーできる（株）東京海上日動火災の保険である、専門の有害鳥獣被害対策 傷害保険に加入するのが最も適当であり、当該保険を取り扱う代理店は、上記事業者のみである。 以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。		
契 約 締 結 日	令和7年2月1日		
契 約 金 額	682,000円		

令和7年度 随意契約理由書

番号 38

担 当 課	[部課等名] 観光スポーツPR部 みやこんじょPR課 [電話番号] 0986-23-2615 (直通)
契 約 案 件 名	庄内川（関之尾公園内甌穴箇所）河床浚渫業務委託
案 件 の 概 要	庄内川（関之尾公園内）の河床浚渫業務を行うもの
契約の相手方	[所在地] 都城市吉尾町2159番地 [名称] 株式会社都城北諸地区清掃公社
契約の相手方の選定理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 本業務は、庄内川（関之尾公園内）に架かる潜水橋（下流側）付近に堆積した河川の土砂等の浚渫業務を行うものである。 近年、土砂の堆積範囲が、当該潜水橋から上流側に広がっており、土砂が甌穴岩の上にまで堆積し、甌穴が見えなくなっている箇所もある。 このため、潜水橋に引っ掛かった流木や枝木等の除去に加え、土砂を除去しなければ、堆積した土砂によって川の水嵩が増し、更に甌穴が見えにくくなり、景観及び河川環境の悪化が懸念される。 また、このような状況は、令和6年4月にリニューアルオープンし、大勢の観光客が訪れる同公園の魅力に大きな影響を与え兼ねない。 本業務に関しては、国指定の天然記念物である甌穴岩を傷つけないよう配慮し、甌穴の岩と岩の隙間深くに入り込んだ土砂を撤去するため、特殊強力吸引車という特殊な車両を使用して土砂を吸引し撤去する内容となっている。 上記事業者は、多くの特殊環境下での浚渫業務実績があり、業務の特性について精通しており、また、本業務の実施に必要な大型の特殊強力吸引車を複数台所有していること、さらに、当該公園での同業務実績があること等から、本業務への速やかな体制構築が可能である。 以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。
契 約 締 結 日	令和7年2月3日
契 約 金 額	4, 114, 900円

令和 7 年度 随意契約理由書

		番 号	39
担 当 課	[部 課 等 名] 地域振興部 地域振興課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 1 3 2 (直通)		
契 約 案 件 名	都城市総合文化ホール施設予約システム更新業務委託		
案 件 の 概 要	都城市総合文化ホールの施設予約システムの開発及び導入業務を委託するもの		
契約の相手方	[所 在 地] 宮崎市広島二丁目 5 番 1 6 号 興亜宮崎ビル 5 F [名 称] 株式会社南日本情報処理センター 宮崎支社		
契約の相手方の選定理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 本業務は、都城市総合文化ホールの施設予約システム導入業務を委託するものである。 本業務を履行するに当たっては、市民の利便性向上の観点から、市が導入している都城市公共施設システム「よやっくん」と登録者情報及びログイン情報を連携させ、IDやパスワード等の情報を共有し、使用することが可能となるシステムの開発が必要である。 上記事業者は、都城市公共施設予約システム「よやっくん」の開発、保守点検を行っている事業者であり、「よやっくん」のシステムに熟知しており、今回のシステムを開発・導入することが可能な唯一の者である。 以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。		
契 約 締 結 日	令和 7 年 2 月 4 日		
契 約 金 額	1 8 , 1 8 9 , 6 0 0 円		

令和 7 年度 随意契約理由書

		番 号	40
担 当 課	[部 課 等 名] 地域振興部 高城総合支所地域生活課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 5 8 - 2 3 1 7 (直通)		
契 約 案 件 名	高城生涯学習センター 高圧受変電設備修繕		
案 件 の 概 要	高城生涯学習センターの高圧受変電設備の修繕を行うもの		
契約の相手方	[所 在 地] 都城市年見町 1 5 号 1 番地 [名 称] 株式会社 九電工 都城営業所		
契約の相手方の選定理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 本修繕は高城生涯学習センターの気中開閉器と高圧ケーブルの取替修繕を行うものである。修繕箇所は、万一、不具合が発生した場合は、近隣への波及事故につながる恐れがある箇所のため、迅速な修繕が求められる。 しかし、本修繕で必要な高圧ケーブルは、通常の発注であれば調達に6か月程度かかり、迅速な修繕を行うことは難しいことが判明した。 そこで、同ケーブルについて、在庫を有する市内事業者がないか確認したところ、上記事業者のみが在庫を保有し、対応可能との回答いただいた。 以上のことから、上記事業者と随意契約するものである。		
契 約 締 結 日	令和 7 年 2 月 5 日		
契 約 金 額	1, 7 0 5, 0 0 0 円		

令和 7 年度 随意契約理由書

		番 号	41
担 当 課	[部 課 等 名] 教育委員会 文化財課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 9 5 4 7 (直通)		
契 約 案 件 名	犬王遺跡発掘調査に係るC区土層断面図実測業務委託		
案 件 の 概 要	犬王遺跡発掘調査に係るC区土層断面図実測業務を委託するもの		
契約の相手方	[所 在 地] 鹿児島県霧島市隼人町内山田 1 7 9 9 番地 2 [名 称] 株式会社九州文化財研究所 鹿児島営業所		
契約の相手方の選定理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第8号該当		
	上記案件について、3者で競争入札を執行したところ、1回目、2回目及び3回目の入札が不落となったことから不落随意契約によることとした。 入札参加者のうち見積合せ参加を希望した者は、上記事業者のみであったため、見積書を徴し、随意契約するものである。		
契 約 締 結 日	令和 7 年 2 月 5 日		
契 約 金 額	2, 3 1 0, 0 0 0 円		

令和7年度 随意契約理由書

		番 号	42
担 当 課	[部 課 等 名] 教育委員会 文化財課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 9 5 4 7 (直通)		
契 約 案 件 名	菅ヶ迫遺跡（水田B）発掘調査の排土置場除去に係る重機賃貸借		
案 件 の 概 要	菅ヶ迫遺跡（水田B）発掘調査の排土除去に係る重機の賃貸借である		
契約の相手方	[所 在 地] 都城市下長飯町769番地6 [名 称] 有限会社 弘栄建設		
契約の相手方の選定理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第8号該当 上記案件について5者で競争入札を執行したが、1回目、2回目及び3回目の入札が不落となったため、不落随意契約によることとした。 入札参加者のうち、見積合せ参加を希望した者は、上記事業者のみであったため、見積書を徴し、随意契約するものである。		
契 約 締 結 日	令和7年2月7日		
契 約 金 額	550,000円		

令和7年度 随意契約理由書

番 号 43

担 当 課	[部 課 等 名] 教育委員会 教育総務課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 9 5 4 3 (直通)
契 約 案 件 名	西小保健室空調機取替修繕
案 件 の 概 要	西小学校保健室の空調機故障に伴い取替修繕を行うもの
契約の相手方	[所 在 地] 宮崎市大字赤江2番地 [名 称] 株式会社 九南
契約の相手方の選定理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第5号該当 当該施設は、今季一番の冷え込みが継続し、インフルエンザも流行している状況でもあり、児童生徒の健康や防寒対策として緊急対応が必要となる施設であるため、早急に修繕を行う必要があり、競争入札に付する時間的余裕がない。 その点、上記事業者は、参考見積書提出の際に空調機の現場調査を実施し、空調機や冷媒配管の施工方法も専門メーカーに確認しており、本修繕の迅速な履行が可能である。さらに、令和元年度に実施した西小学校空調設置工事において普通教室等に空調機及び集中リモコンを設置した事業者でもあり、現地の配管配線にも精通している。 以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。
契 約 締 結 日	令和7年2月7日
契 約 金 額	1, 8 9 2, 0 0 0 円

令和7年度 随意契約理由書

		番 号	44	
担 当 課	[部 課 等 名] 観光スポーツPR部 スポーツ政策課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 9 5 4 6 (直通)			
契 約 案 件 名	都城運動公園サブグラウンド仮設フェンス用フター式			
案 件 の 概 要	都城運動公園サブグラウンド仮設フェンス用フター式を調達するもの			
契約の相手方	[所 在 地] 鹿児島県鹿児島市鴨池 1 - 1 4 - 1 3 - 1 F [名 称] コウフ・フィールド株式会社 南九州支店			
契約の相手方の選定理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 本件は、都城運動公園サブグラウンド仮設フェンス用のフター式を調達するものである。 本件は、上記事業者以外の者が辞退したため、入札不調となった。 本来であれば、再度入札を行うべきところであるが、再度入札を実施する時間的余裕がない。また、入札参加資格名簿記載の事業者のうち、対応可能と回答のあった事業者は上記事業者のみであった。 以上の理由により、上記事業者と随意契約を締結するものである。			
契 約 締 結 日	令和7年2月14日			
契 約 金 額	2, 2 0 0, 0 0 0 円			
	総価契約	単価	予定数量	合計
	仮設フェンス用フタ（未使用時） SUS製 □285×3mm SPパット2枚 高密度人工芝 MP-13 接着完成品	23100 円	23 枚	531, 300
	仮設フェンス用半割形フタ（使用時）SUS製 285×143×30mm 2枚割り SPパット2枚 高密度人工芝 MP-13 接着完成品	71720 円	23 枚	1, 649, 560
	ふた引き上げ棒SUS製 φ4棒≡ 500mm	3828 円	5 本	19, 140

令和7年度 随意契約理由書

番号 45

担 当 課	[部 課 等 名] 観光スポーツPR部 みやこんじょPR課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 6 1 5 (直通)
契 約 案 件 名	観音さくらの里機械設備機器修繕
案 件 の 概 要	観音さくらの里の機械設備機器の修繕を行うもの
契約の相手方	[所 在 地] 鹿児島県鹿児島市田上町4351番地 [名 称] 川幸産業 株式会社
契約の相手方の選定理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 観音さくらの里の井水定圧ポンプとジャクジー浴電動弁は耐用年数を過ぎ、不具合が生じているため、取替の必要性が生じている。 本修繕の施工に当たっては、修繕箇所のみでなく、温泉設備の保守を総合的に理解し、施工後の試運転等でも総合的に修繕の結果が確認できることが必要である。また、万トラブル等があった場合は、施設の運営に甚大な影響を及ぼすおそれがあり、市民サービスの低下につながりかねないため、正確かつ確実な施工が求められる。 この点、上記事業者は観音さくらの里の温泉設備の保守を行っている温泉管理の専門事業者であるため、システムを含む施設設備全般に精通しており、施工後の試運転調整もスムーズにできる。 仮に他の事業者が本修繕を施工した場合、保守事業者と修繕事業者が混在することになり、保守事業者である上記事業者は本修繕の内容を把握できないため、機器に故障が生じたときに速やかな対応が行えず、施設利用に多大な影響を来す可能性があり、その責任の所在も不明確となる。 以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。
契 約 締 結 日	令和7年2月17日
契 約 金 額	1, 0 7 9, 3 2 0 円

令和7年度 随意契約理由書

		番 号	46
担 当 課	[部 課 等 名] 観光スポーツPR部 スポーツ政策課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 9 5 4 6 (直通)		
契 約 案 件 名	都城運動公園サブグラウンド仮設フェンス用ターフトレイ		
案 件 の 概 要	都城運動公園サブグラウンド仮設フェンス用ターフトレイを調達するもの		
契約の相手方	[所 在 地] 鹿児島県鹿児島市鴨池 1 - 1 4 - 1 3 - 1 F [名 称] コウフ・フィールド株式会社 南九州支店		
契約の相手方の選定理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当		
	本件は、都城運動公園サブグラウンド仮設フェンス用のターフトレイを調達するものである。 本件は、上記事業者以外の者が辞退したため、入札不調となった。 本来であれば、再度入札を行うべきところであるが、再度入札を実施する時間的余裕がない。また、入札参加資格名簿記載の事業者のうち、対応可能と回答のあった事業者は上記事業者のみであった。 以上の理由により、上記事業者と随意契約を締結するものである。		
契 約 締 結 日	令和7年2月17日		
契 約 金 額	4, 9 5 0, 0 0 0 円		
	総価契約	単価	予定数量 合計
	仮設フェンス用ターフトレイ (人工芝用) □304×90H SUS製 土除け囲い枠付 79個	4950000 円	1 式 4,950,000

令和7年度 随意契約理由書

		番 号	47	
担 当 課	[部 課 等 名] 教育委員会 教育総務課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 9 5 4 3 (直通)			
契 約 案 件 名	児童生徒用机及び椅子			
案 件 の 概 要	児童生徒用机及び椅子を調達するもの			
契約の相手方	[所 在 地] 都城市宮丸町4街区3号 [名 称] 株式会社宮崎ながの			
契約の相手方の選定理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当			
	本件は、都城市小中学校の児童生徒用机及び椅子を調達するものである。 本件は、令和7年2月13日入札予定であったが、上記事業者以外の者は辞退したため、入札不調となった。 本来であれば、再度入札を行うべきところであるが、再度入札を実施する時間的余裕がない。また、入札参加資格名簿記載の事業者のうち、対応可能と回答のあった事業者は上記事業者のみであった。 以上の理由により、上記事業者と随意契約を締結するものである。			
契 約 締 結 日	令和7年2月18日			
契 約 金 額	1, 1 4 7, 7 4 0 円			
	総価契約	単価	予定数量	合計
	児童生徒用机可動式机 L型 (税抜)	6375 円	50 台	318,750
	児童生徒用机可動式机 S型 (税抜)	6375 円	50 台	318,750
	児童生徒用椅子可動式椅子 L型 (税抜)	4059 円	50 脚	202,950
	児童生徒用椅子可動式椅子 S型 (税抜)	4059 円	50 脚	202,950

令和7年度 随意契約理由書

		番 号	48
担 当 課	[部 課 等 名] 議会事務局 議会事務局 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 7 8 6 9 (直通)		
契 約 案 件 名	議会車リース (再リース)		
案 件 の 概 要	現在借上げている議会車のリース期間が令和7年2月28日をもって終了するため、リース契約を2年間延長するもの。 ※令和7年3月1日から令和9年2月28日までの長期継続契約		
契約の相手方	[所 在 地] 福岡県福岡市博多区冷泉町4-17 [名 称] 三菱オートリース株式会社九州営業二部		
契約の相手方の選定理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号該当		
	本件は、現在再リースにより使用している議会車の状態が良いため、引き続き再リース契約をするものである。 再リースにより現在の車を乗り継いだ場合、同様の新車リース（5年リース）の年額リース料1,874,400円に比べ、約23%と安価な年額リース料となる。 このように、本件については、再リースを行うことにより新規リースを行うよりも著しく有利な価格で契約を締結できるため、上記事業者と随意契約するものである。		
契 約 締 結 日	令和7年2月19日		
契 約 金 額	858,000円		

令和7年度 随意契約理由書

		番 号	49
担 当 課	[部 課 等 名] 教育委員会 教育総務課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 9 5 4 3 (直通)		
契 約 案 件 名	夏尾中井水ろ過装置ろ材交換修繕		
案 件 の 概 要	夏尾中の井水ろ過装置を修繕するもの		
契約の相手方	[所 在 地] 都城市一万城町108号9番地 [名 称] 久保設備 株式会社		
契約の相手方の選定理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第5号該当 夏尾小・中学校、夏尾教職員住宅、夏尾地区市民センターにおいては、井戸水をろ過装置で浄水して使用している。月1回実施している水質検査において、国が定める基準値に近い値が近年検出されていることから、早急に装置のろ材交換の必要がある。 当該修繕は、水を使用する市民の健康への影響が懸念され、緊急に対応する必要がある、競争入札に付する時間的余裕がない。 上記業者は、ろ過装置を設置した業者であり、また定期的な点検を実施していることから、状況の把握ができており、早急で的確な対応が可能である。 以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。		
契 約 締 結 日	令和7年2月19日		
契 約 金 額	927,850円		

令和7年度 随意契約理由書

		番 号	50
担 当 課	[部 課 等 名] 消防局 警防救急課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 2 - 8 8 8 3 (直通)		
契 約 案 件 名	都城市南消防署水槽車（宮崎800は855）DPRフィルター交換修繕		
案 件 の 概 要	都城市南消防署水槽車（宮崎800は855）DPRフィルター交換		
契約の相手方	[所 在 地] 都城市神之山町1844-1 [名 称] 南九州日野自動車株式会社 都城支店		
契約の相手方の選定理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第5号該当 都城市南消防署の水槽車（宮崎800は855）は、火災事案に対応する緊急車両であるが、排出ガス浄化装置（DPRフィルター）が故障しているため、現在運用停止状態にある。 本車両は日野自動車株式会社で製造された車両であり、同社の販売会社である南九州日野自動車株式会社都城支店でなければ、早急な修繕対応が困難である。 以上の理由から、上記事業所と随意契約するものである。		
契 約 締 結 日	令和7年2月27日		
契 約 金 額	1, 0 0 1, 8 0 3 円		

令和7年度 随意契約理由書

番 号 51

担 当 課	[部 課 等 名] 教育委員会 生涯学習課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 0 9 6 2 (直通)
契 約 案 件 名	図書館システムクラウドサービス利用
案 件 の 概 要	市で使用している図書館システムクラウドサービスの使用権の許諾及び障害対応等のサポート業務
契約の相手方	[所 在 地] 宮崎市錦町1-10 [名 称] 富士通 J a p a n 株式会社 九州南部公共ビジネス部
契約の相手方の選定理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 図書館システムクラウドサービス（以下「サービス」という。）は、上記事業者が開発し、サービスに係る使用権を保有しているものであり、同システムについては、同事業者からでなければ、使用権の許諾を受けることはできない。 以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。
契 約 締 結 日	令和7年2月28日
契 約 金 額	424,100円

令和7年度 随意契約理由書

番 号 52

担 当 課	[部 課 等 名] 教育委員会 学校教育課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 1 8 6 (直通)
契 約 案 件 名	「命を大切にする授業」業務委託
案 件 の 概 要	元中学校教諭である講師を迎え、市内中学校において「命を大切にする授業」業務を委託するもの
契約の相手方	[所 在 地] 神奈川県伊勢原市高森 8 4 - 3 [名 称] 株式会社 命の授業
契約の相手方の選定理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 本事業は、市内の中学校において、多感な時期を迎える中学生を対象に「命を大切にする授業」を実施し、「命の尊さ」や「生きることの素晴らしさ」を仲間と共に学ぶことにより、お互いを励まし、支え合う風土を育み、生徒一人一人が「命」は何よりも大切であるという意識を持つことを目的とする。 上記事業者は、これまで全国の小中学校や高校を中心に、命の大切さや生きていることの素晴らしさについて「命の授業」を実施しており、本事業の目的に最も合致した事業者である。 また、講師選定に際し、候補となる講師は複数名いるが、上記事業所の講師は元中学校教師であり、多感な時期の生徒たちの心に響く授業を行っている。 さらに、講師自身の実体験による授業は、様々な悩みを抱える生徒に「生きることの素晴らしさ」、「命の大切さ」を実感する内容となっていることから、上記事業者の講師が中学生を対象とする「命の授業」の講師として、本業務の目的に最も合致した事業者である。 以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。
契 約 締 結 日	令和7年2月28日
契 約 金 額	6 6 2 , 0 0 0 円

令和 7 年度 随意契約理由書

		番 号	53
担 当 課	[部 課 等 名] 教育委員会 学校教育課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 3 6 - 8 7 2 1 (直通)		
契 約 案 件 名	小学校教室 I C T 環境整備業務委託		
案 件 の 概 要	市内の小学校の教室増に伴う校内ネットワーク環境整備の業務を委託するもの		
契約の相手方	[所 在 地] 都城市花繰町 2 0 号 8 番地 [名 称] 株式会社システム・ナイン		
契約の相手方の選定理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 本業務は、市内の小学校の教室増加に伴い、校内ネットワーク及び接続機器の導入等のネットワーク環境整備の業務を委託するものである。 現在、整備されている校内ネットワーク回線は、上記事業者が整備・構築を行ったものであり、同事業者でなければ本委託業務の確実な履行を期待できない。 また、仮に本業務を他の事業者へ委託した場合、障害発生時の速やかな対応が難しく、学校事務に支障をきたすおそれが高く、その際の責任の所在も不明確となる。 以上の理由により、上記事業者と随意契約をするものである。		
契 約 締 結 日	令和 7 年 2 月 2 8 日		
契 約 金 額	7 3 3 , 1 5 0 円		

令和7年度 随意契約理由書

番 号 54

担 当 課	[部 課 等 名] 総務部 財産活用課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 6 7 2 (直通)
契 約 案 件 名	本庁舎本館5階更衣室増設ほかレイアウト改修業務委託
案 件 の 概 要	令和7年度の市の組織再編に伴い、市役所本館5階ぼんち君更衣室設置、本館1階福祉課相談室移設及び南別館3階更衣室壁撤去を行うもの
契約の相手方	[所 在 地] 都城市早鈴町1500番地1 [名 称] 株式会社 弓削建設
契約の相手方の選定理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 本件は、令和7年度の市の組織再編に伴う市役所本館及び南別館のレイアウト変更の実施に際して、新たにぼんち君の更衣室の設置や福祉課相談室の移設、南別館の更衣室の壁撤去を行うものである。 本業務は、新年度の市の組織体制の決定後、急遽、履行が必要となったもので、令和7年度開始までの短期間、しかも閉庁時という拘束された中で完了させなければならず、本件の想定される工期及び資材や職人の確保を考慮すると、至急業務に着手する必要がある。 仮に、令和7年度開始までに本業務が完了できず、予定している供用開始時期に間に合わない事態になると、市の業務の履行に影響が生じ、各種市民サービスに大きな影響を及ぼすことになる。 この点、上記事業者は見積準備として現地調査を複数回行っており、また、過去にもこのレイアウト改修を手がけたことがあるため、現状を熟知している。 また、レイアウト変更の日時が決められており、入札等の期間を確保することが困難であることから、本年度中に施工完了が可能である上記業者と随意契約するものである。
契 約 締 結 日	令和7年2月28日
契 約 金 額	1, 9 6 4, 6 0 0 円

令和7年度 随意契約理由書

		番 号	55
担 当 課	[部 課 等 名] 教育委員会 文化財課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 9 5 4 7 (直通)		
契 約 案 件 名	犬王遺跡C・D区埋め戻しに係る黒色土		
案 件 の 概 要	犬王遺跡C・D区埋め戻しに係る黒色土を単価契約するもの。		
契約の相手方	[所 在 地] 都城市横市町9830番地 [名 称] 南星建設 株式会社		
契約の相手方の選定理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第8号該当		
	上記の案件について、5者で競争入札を執行したところ、1回目の入札が不落となり、2回目に入札において、上記事業者以外の者が辞退したことから不落随意契約によることとした。 入札参加者のうち見積合せ参加を希望した者は、上記事業者のみであったため、見積書を徴し、随意契約するものである。		
契 約 締 結 日	令和7年2月28日		
契 約 金 額	執行見込総額 4, 2 3 5, 0 0 0 円		
	単価契約	単価	予定数量 合計
	黒色土 (運搬料込み)	11000 円	3 5 0 m ³ 3,850,000

令和7年度 随意契約理由書

番 号 56

担 当 課	[部 課 等 名] 総務部 情報政策課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 1 2 0 (直通)
契 約 案 件 名	総合行政ネットワーク (LGWAN) 関連機器賃貸借
案 件 の 概 要	総合行政ネットワーク (LGWAN) 関連機器の更新に伴う賃貸借
契約の相手方	[所 在 地] 宮崎市高千穂通一丁目6番38号 [名 称] 行政システム九州株式会社 宮崎支店
契約の相手方の選定理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 本業務は、「総合行政ネットワーク (LGWAN) 関連機器更新業務委託」において導入したLGWAN関連機器の賃貸借を行うものである。 現在整備されている都城市庁内ネットワークは上記事業者が導入・構築したものであり、関連機器においても同事業者が導入・整備したものである。 以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。
契 約 締 結 日	令和7年2月28日
契 約 金 額	11,022,000円

令和7年度 随意契約理由書

		番 号	57																				
担 当 課	[部 課 等 名] 総合政策部 秘書広報課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 3 1 7 4 (直通)																						
契 約 案 件 名	令和7年度「広報都城」及び「暮らしの情報」																						
案 件 の 概 要	令和7年度に市内配布する「広報都城」及び「暮らしの情報」の印刷製本を行うもの																						
契約の相手方	[所 在 地] 都城市都北町7 1 6 6 番地 [名 称] 株式会社文昌堂																						
契約の相手方の選定理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 本業務においては、それぞれ、色・デザイン等により分類された複数の規格があるため、規格ごとに納入業者が異なると、レイアウトやフォント等が異なり、「広報都城」及び「暮らしの情報」の統一性が図れなくなる可能性がある。 また、複数の事業者が受注者となると、事業者によって納入時期が異なり、事務が煩雑化するため、同一事業者が実施することが望ましい。さらには、総合的に有利な価格を提示した事業者を落札者とする必要があるため、規格ごとの単価を比較する必要がある。 以上のことから、競争入札に代えそれぞれの単価に予定数量を乗じた額の合計額で見積もり合わせを行った結果、見積額が最も安価であった上記事業者と随意契約するものである。																						
契 約 締 結 日	令和7年2月28日																						
契 約 金 額	<table><tr><td>執行見込総額</td><td colspan="3">37,373,160円</td></tr><tr><td>複数単価契約</td><td>単価</td><td>予定数量</td><td>合計</td></tr><tr><td>広報都城(税抜)A4 カラー</td><td>2.19円</td><td>8280000頁</td><td>18,133,200</td></tr><tr><td>広報都城(税抜)A4 2色刷り</td><td>1.6円</td><td>9476000頁</td><td>15,161,600</td></tr><tr><td>暮らしの情報(税抜)A4 4P中折り(一部デザイン入り)</td><td>1.85円</td><td>368000頁</td><td>680,800</td></tr></table>			執行見込総額	37,373,160円			複数単価契約	単価	予定数量	合計	広報都城(税抜)A4 カラー	2.19円	8280000頁	18,133,200	広報都城(税抜)A4 2色刷り	1.6円	9476000頁	15,161,600	暮らしの情報(税抜)A4 4P中折り(一部デザイン入り)	1.85円	368000頁	680,800
執行見込総額	37,373,160円																						
複数単価契約	単価	予定数量	合計																				
広報都城(税抜)A4 カラー	2.19円	8280000頁	18,133,200																				
広報都城(税抜)A4 2色刷り	1.6円	9476000頁	15,161,600																				
暮らしの情報(税抜)A4 4P中折り(一部デザイン入り)	1.85円	368000頁	680,800																				

令和 7 年度 随意契約理由書

		番 号	58
担 当 課	[部 課 等 名] ふるさと納税局 ふるさと納税局 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 4 5 2 (直通)		
契 約 案 件 名	G D O 3 月利用促進広告業務委託		
案 件 の 概 要	G D O (ゴルフダイジェスト・オンライン) のアプリや公式 S N S に おいてバナー広告を掲載するもの		
契約の相手方	[所 在 地] 東京都品川区東五反田二丁目 1 0 番 2 号 東五反田スクエ ア 8 階 [名 称] 株式会社ゴルフダイジェスト・オンライン		
契約の相手方 の 選 定 理 由	地方自治法施行令第167条の 2 第 1 項第 2 号該当 本業務は、より多くの寄附を獲得するため、G D O (ゴルフダイジェ スト・オンライン) のアプリや公式 S N S においてバナー広告を実施す るものである。 G D O は、会員数550万人超を誇る国内最大級のゴルフメディアを運営 する企業であり、ゴルフ情報の発信をメインに、ゴルフ場の予約から用 品販売、レッスン事業まで幅広くゴルフサービスを提供している。 ま た、本市の主力返礼品であるダンロップのゴルフクラブを訴求するに当 たり、同社との親和性は高く、寄附額を伸ばすうえで非常に効果的であ り、他者には真似できないものである。 同サイト内で広告を掲載することができるのは、上記事業者に限られ るため委託先は特定される。 以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。		
契 約 締 結 日	令和 7 年 3 月 1 日		
契 約 金 額	2, 4 7 5, 0 0 0 円		

令和7年度 随意契約理由書

		番 号	59
担 当 課	[部 課 等 名] 環境森林部 森林保全課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 1 5 2 (直通)		
契 約 案 件 名	市有林管理事業 第2号 毎木調査業務委託		
案 件 の 概 要	市有林の立木処分に伴い、立木の毎木調査業務を委託するもの		
契約の相手方	[所 在 地] 都城市早鈴町5085番地 [名 称] 都城森林組合		
契約の相手方の選定理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 本委託は、市有林の立木処分を行うに当たり、当該市有林の毎木調査及び境界測量を業務委託するものである。 当該市有林は地籍調査が未実施であり、かつ急傾斜な地形の箇所もあるため、調査には特殊な技術と知識が必要である。 上記組合は、長年にわたり本市が委託する市有林の伐採管理に携わっており、当該市有林についても現場を熟知し、当該区域の境界を的確に判別できる唯一の事業体である。 以上の理由により、上記組合と随意契約するものある。		
契 約 締 結 日	令和7年3月3日		
契 約 金 額	2, 5 9 8, 2 0 0円		

令和7年度 随意契約理由書

番 号 60

担 当 課	[部 課 等 名] 観光スポーツPR部 みやこんじょPR課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 6 1 5 (直通)
契 約 案 件 名	ユネスコ無形文化遺産登録記念イベント開催業務委託
案 件 の 概 要	本件は、市町村別農業産出額日本一の都城が誇る「肉」と「焼酎」を地域資源の核として観光や地域活性化に寄与するため、また、ユネスコ無形文化遺産登録された伝統的酒造りのPRを図るためイベントを開催するものである。
契約の相手方	[所 在 地] 東京都目黒区大橋2 - 2 2 - 8 いちご池尻ビル9階 [名 称] 際コーポレーション株式会社
契約の相手方の選定理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 本件は、市町村別農業産出額日本一の都城が誇る「肉」と「焼酎」を地域資源の核として観光や地域活性化に寄与するため、また、ユネスコ無形文化遺産登録された伝統的酒造りのPRを図るためイベントを開催するものである。 今回、当該イベントを実施するに当たっては、本市の特色や事業への取組みを理解し、一貫したPRを行うために、過去に宮崎県及び県内自治体、又は本市が主催したイベント、特に肉や焼酎に特化した企画や運営を手掛け、履行した実績が当該事業者にはある。 また、イベントにて実施予定の焼酎カクテル提供においては、市内の酒蔵が造る焼酎の魅力を解するバーテンダーの選定業務、使用する焼酎の選定やカクテルレシピ作成のためのバーテンダー及び市内酒蔵との調整業務が必要となるが、当事業者は過去に宮崎県内の焼酎を使用した焼酎カクテルイベントを開催した実績があり、さらに市内焼酎蔵や都城の焼酎の魅力を深く理解しているバーテンダーとのコネクション、都城市内の焼酎を用いたカクテルのレシピを既に有している唯一の事業者である。 以上の理由により、同事業者と随意契約するものである。
契 約 締 結 日	令和7年3月3日
契 約 金 額	2, 8 7 8, 7 0 0 円

令和 7 年度 随意契約理由書

		番 号	61
担 当 課	[部 課 等 名] 消防局 指令課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 1 2 5 (直通)		
契 約 案 件 名	消防・救急デジタル無線用光回線利用契約		
案 件 の 概 要	消防・救急デジタル無線用光回線利用契約 (長期 5 年契約)		
契約の相手方	[所 在 地] 宮崎市高千穂通二丁目 1 番 1 6 番 [名 称] 西日本電信電話株式会社 宮崎支店		
契約の相手方の選定理由	地方自治法施行令第167条の 2 第 1 項第 2 号該当 消防・救急デジタル無線用光回線は、消防局の中核と位置付けられている消防指令センターと都城市消防局が保有する 2 か所の基地局 (消防庁舎と高城) を結ぶ最も重要な回線である。その二つの基地局を利用して各署所や現場との無線交信を実施している。 また、当消防局では、指令システムの全面更新が計画されており、基地局も高城基地局から高崎基地局に変更されることとなっている。 以上を踏まえ、1 月 24 日に入札を行った結果、上記事業者以外が辞退した。 よって、今回本件対応可能と回答があった上記事業者と随意契約するものである。		
契 約 締 結 日	令和 7 年 3 月 4 日		
契 約 金 額	5, 8 2 8, 9 0 0 円		

令和 7 年度 随意契約理由書

番 号	62
-----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 総合政策部 秘書広報課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 3 1 7 4 (直通)										
契 約 案 件 名	市政 P R 広告業務										
案 件 の 概 要	市政広報の一環として、新聞紙面に市政を P R する広告を掲載し、市政を広く周知するもの										
契約の相手方	[所 在 地] 都城市中原町 3 9 街区 1 号 [名 称] 株式会社都城宮日サービスセンター										
契約の相手方の選定理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 本件は、市政広報の一環として、新聞紙面に市政を P R する広告を掲載し、市政を広く周知することを目的としていることから、本市で最多の発行部数を誇る宮崎日日新聞に紙面広告を掲載することが最も効果的な方法である。 なお、宮崎日日新聞への広告掲載に当たっては、同新聞社の広告代理店である上記事業者と契約する必要がある。 以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。 各新聞社の市内販売部数（令和 7 年 2 月時点） <table style="width: 100%;"> <tr> <td>1. 宮崎日日新聞</td><td>2 1, 1 9 5 部</td></tr> <tr> <td>2. 朝日新聞</td><td>1, 7 7 7 部</td></tr> <tr> <td>3. 毎日新聞</td><td>2, 6 4 5 部</td></tr> <tr> <td>4. 読売新聞</td><td>3, 8 5 7 部</td></tr> <tr> <td>5. 日経新聞</td><td>7 4 5 部</td></tr> </table>	1. 宮崎日日新聞	2 1, 1 9 5 部	2. 朝日新聞	1, 7 7 7 部	3. 毎日新聞	2, 6 4 5 部	4. 読売新聞	3, 8 5 7 部	5. 日経新聞	7 4 5 部
1. 宮崎日日新聞	2 1, 1 9 5 部										
2. 朝日新聞	1, 7 7 7 部										
3. 毎日新聞	2, 6 4 5 部										
4. 読売新聞	3, 8 5 7 部										
5. 日経新聞	7 4 5 部										
契 約 締 結 日	令和 7 年 3 月 6 日										
契 約 金 額	1, 2 1 0, 0 0 0 円										

令和 7 年度 随意契約理由書

		番 号	63
担 当 課	[部 課 等 名] 地域振興部 高崎総合支所地域生活課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 6 2 - 1 1 1 2 (直通)		
契 約 案 件 名	都城市高崎福祉保健センター 舞台機構部品交換修繕		
案 件 の 概 要	高崎福祉保健センターの舞台機構の部品交換を行うもの。		
契約の相手方	[所 在 地] 大阪府大阪市福島区海老江八丁目 9 番 9 号 [名 称] 株式会社博電舎		
契約の相手方の選定理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当		
	本件は、高崎福祉保健センターの多目的ホールに設置してある舞台装置のリミットスイッチ及び緞帳のワイヤーを交換修繕するものである。 上記事業者は、当該設備の設置事業者であり、また保守点検の事業者でもあるため、設備全般に精通しており、施工後の監視・点検体制もスムーズに行える。 仮に他事業者が本修繕を行った場合、保守事業者と修繕事業者が混在することになり、事故等が発生した際の責任の所在が不明確となる。 以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。		
契 約 締 結 日	令和 7 年 3 月 6 日		
契 約 金 額	2, 3 1 0, 0 0 0 円		

令和 7 年度 随意契約理由書

		番 号	64
担 当 課	[部 課 等 名] 地域振興部 高崎総合支所地域生活課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 6 2 - 1 1 1 2 (直通)		
契 約 案 件 名	高崎福祉保健センター駐車場法面对策測量設計委託		
案 件 の 概 要	高崎福祉保健センター駐車場法面に発生した浸食に対する対策方法について検討するため測量を行うもの		
契約の相手方	[所 在 地] 宮崎市大工三丁目 1 5 5 番地 [名 称] 株式会社 国土開発コンサルタント		
契約の相手方の選定理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 本件は、高崎福祉保健センター駐車場法面に亀裂が発生していることに対し、対策方法について検討するために測量を行うものである。 現地確認したところ、亀裂が見られる箇所にボラ層があり、地下水位が高いことと、法面の亀裂により土砂の緩みがあることが判明した。法面の現状を考察し、工法の検討を行い、早急に安全な法面に復旧することを目指している。 本業務について、数者に問い合わせたが、早急に対応可能との回答をいただいたのは、上記事業者のみであった。 また、上記事業者は、本現場の上部に位置する県営ため池事業谷川用水路の計画及び地質調査、また管理業務も併せて行っており、当該地区周辺の地形も把握している。また、多くの災害復旧工事の現地委託業務も担当するなど豊富な実績があり、事業の特性等にも精通している。 以上の理由により、早急な対応が可能で、本調査を複合的で多角的な検討が可能な上記事業者と随意契約をするものである。		
契 約 締 結 日	令和 7 年 3 月 6 日		
契 約 金 額	2, 6 8 4, 0 0 0 円		

令和 7 年度 随意契約理由書

		番 号	65
担 当 課	[部 課 等 名] 教育委員会 生涯学習課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 0 9 6 2 (直通)		
契 約 案 件 名	電子図書コンテンツ使用許諾		
案 件 の 概 要	電子図書館サービスで利用するコンテンツの使用許諾を得るもの		
契約の相手方	[所 在 地] 東京都千代田区一ツ橋 1 - 1 - 1 [名 称] 株式会社メディアドゥ		
契約の相手方の選定理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 電子図書館サービス導入に当たっては、図書館単独での活用の他に、学校現場・学校図書館でも活用していくことが求められている。 学校現場での活用を考慮した際には、1冊の電子書籍をクラス全員が閲覧することが出来る同時アクセス機能が重要となるが、市が求める仕様を満たす機能を有するのは、OverDrive電子図書館のみであったため、市はOverDrive電子図書館を令和6年度に導入した。 OverDrive電子図書館の日本国内の取扱い事業者は、上記事業者のみであり、契約先は特定される。 以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。		
契 約 締 結 日	令和 7 年 3 月 7 日		
契 約 金 額	6 9 9 , 3 3 6 円		

令和 7 年度 随意契約理由書

		番 号	66
担 当 課	[部 課 等 名] 観光スポーツPR部 みやこんじょPR課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 6 1 5 (直通)		
契 約 案 件 名	かかしの里ゆぼっぽ市水用定圧ポンプ取替修繕		
案 件 の 概 要	かかしの里ゆぼっぽの市水用定圧ポンプ等の取替修繕を行うもの		
契約の相手方	[所 在 地] 鹿児島県鹿児島市田上町4351番地 [名 称] 川幸産業 株式会社		
契約の相手方の選定理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 かかしの里ゆぼっぽの市水タンク定圧ポンプ及び制御盤が故障し、緊急で取替修繕の必要性が生じている。 本修繕の施工に当たっては、修繕箇所のみでなく、施設全体の保守を総合的に理解し、施工後の試運転等でも総合的に修繕の結果が確認することが必要である。また、万トラブル等があった場合は、施設の運営に甚大な影響を及ぼすおそれがあり、市民サービスの低下につながりかねないため、正確かつ確実な施工が求められる。 この点、上記事業者は、かかしの里ゆぼっぽの温泉設備の保守を行っている温泉管理の専門事業者であるため、システムを含む施設設備全般に精通しており、本修繕及び施工後の試運転調整もスムーズにできる。 仮に他の事業者が本修繕を施工した場合、保守事業者と修繕事業者が混在することになり、保守事業者である上記事業者は本修繕の内容を把握できないため、機器に故障が生じたときに速やかな対応が行えず、施設利用に多大な影響を来す可能性があり、その責任の所在も不明確となる。 以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。		
契 約 締 結 日	令和7年3月7日		
契 約 金 額	1, 3 0 6, 4 7 0 円		

令和 7 年度 随意契約理由書

		番 号	67
担 当 課	[部 課 等 名] 教育委員会 学校給食課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 6 1 7 (直通)		
契 約 案 件 名	都城市都城学校給食センター熱交換器取替修繕		
案 件 の 概 要	都城学校給食センターに設置している熱交換器（筐体を除く）の取替えを行うもの		
契約の相手方	[所 在 地] 都城市広原町 9 号 1 1 番地 [名 称] 株式会社エイワ		
契約の相手方の選定理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 本業務は、都城学校給食センターに設置しているB調理場のエアハン熱交換器（筐体を除く）の取替修繕を行うものである。 都城学校給食センターの空調は、氷蓄熱式冷却水循環装置（以下「氷蓄熱チラー」という。）と熱交換器が一体的に稼働することで施設内を冷やすシステムを採用している。現在、氷蓄熱チラー全6台中4台を修繕中（11月契約済）であるが、B調理場のエアハン熱交換器（筐体を除く）の故障が12月末に判明した。 昨今の異常気象（猛暑）に鑑み、食中毒発生リスクの軽減及び調理従事者の労働環境確保の観点から、氷蓄熱チラーの修繕は夏季前に完了予定であるが、修繕が完了しても熱交換器が故障したままでは空調設備を稼働させることができないため、熱交換器の取替を早急に行う必要がある。 また、氷蓄熱チラーと熱交換器は関連性の高い設備であることから、同一事業者が行うことで、不具合が生じた場合の責任の所在の確保及び他事業者との日程調整等が不要となることに伴う期間短縮などが可能となり、夏季前までの修繕完了、さらには緊急事案発生時の迅速な対応により、学校給食への影響を最小限に抑えることができる。 以上のことから、氷蓄熱チラーを指名競争入札にて受注した本事業者と随意契約するものである。		
契 約 締 結 日	令和 7 年 3 月 7 日		
契 約 金 額	1 6 , 1 7 0 , 0 0 0 円		

令和 7 年度 随意契約理由書

		番 号	68
担 当 課	[部 課 等 名] 総務部 財産活用課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 6 7 2 (直通)		
契 約 案 件 名	本庁舎 7 階WEBブース空調設備設置業務委託		
案 件 の 概 要	本庁舎 7 階WEBブースに空調設備を設置するもの		
契約の相手方	[所 在 地] 東京都港区白金 1 - 1 7 - 3 [名 称] 株式会社ブイキューブ		
契約の相手方の選定理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第4号該当 本業務は、本庁舎 7 階エレベータホールにWEBブースを 3 台設置しているが、エレベータホールの空調がないため、WEBブースに空調設備を追加して設置するものである。 当該WEBブースは、一般的な空調設備を設置することができず、上記事業者が当該WEBブース用として独自に開発した空調設備でなければ設置及び空調の正常な稼働は困難である。 そのため、上記事業者が本業務を確実に履行することが期待できる唯一の事業者であり、同事業者でなければ本業務の適切確実な履行を期待できない。 以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。		
契 約 締 結 日	令和 7 年 3 月 1 0 日		
契 約 金 額	1, 0 8 2, 4 0 0 円		

令和7年度 随意契約理由書

番 号	69
-----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 総合政策部 人口減少対策課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 0 9 3 4 (直通)
契 約 案 件 名	パノラマチラシ制作折込等業務委託
案 件 の 概 要	今回委託しようとするパノラマチラシ制作折込等業務委託は、新聞横4面サイズに相当するパノラマチラシを作成・印刷し、指定する地域住民へ折込またはポスティングを行い、本市の移住支援制度を広く周知し、更なる移住者増に資することを目的とする。
契約の相手方	[所 在 地] 福岡市中央区赤坂一丁目16番5号 [名 称] 株式会社 読売新聞西部本社
契約の相手方の選定理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 新聞4面見開きパノラマサイズを印刷する技術は、同社読売グループのみが有する技術であり、その迫力あるサイズのパノラマチラシを作成することにより、移住検討層への訴求力を高め、本市の移住支援制度を魅力的に周知することを目的としており、本委託業務実施に当たっては同社の技術が必要である。 また、同社は日刊新聞発行元として、販売・配達網、また配布地域世帯の属性傾向の情報を有しており、その配達網とマーケティング情報を活用することにより、今回作成するパノラマチラシを確実に、また効率的に折込・配布できると見込まれる。 以上の理由により、同事業者と随意契約するものである。
契 約 締 結 日	令和7年3月11日
契 約 金 額	5, 5 0 0, 0 0 0 円

令和7年度 随意契約理由書

番 号 70

担 当 課	[部 課 等 名] 教育委員会 学校教育課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 1 6 1 (直通)
契 約 案 件 名	中学校教師用教科書及び指導書
案 件 の 概 要	学校教育における主たる教材である教師用の教科書及び指導書を購入し、都城市立の中学校へ納品するもの（山之口中学校ほか2校分）
契約の相手方	[所 在 地] 都城市高城町穂満坊1番地 [名 称] 古川書店
契約の相手方の選定理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 教科書及び指導書の発行者は、各学校まで確実に教科書を供給することが事実上困難なため、教科書供給業者と契約を結んで供給を行っている。 教科書供給業者は、各都道府県におおむね1か所ずつあり、各管内の教科書取扱書店の選定、受給調整等を行っている。 上記事業者は、本県の教科書供給業者である宮崎県教科図書販売株式会社より、供給業務を完遂するための条件を具備する書店として、都城市管内の教科書取扱書店に指定されている。さらに、これまでの取扱実績及び経営規模により、山之口中学校ほか2校についての教科書取扱いについて指定されている。 以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。
契 約 締 結 日	令和7年3月21日
契 約 金 額	10,095,504円

令和 7 年度 随意契約理由書

		番 号	71
担 当 課	[部 課 等 名] 教育委員会 学校教育課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 1 6 1 (直通)		
契 約 案 件 名	中学校教師用教科書及び指導書		
案 件 の 概 要	学校教育における主たる教材である教師用の教科書及び指導書を購入し、都城市立の中学校へ納品するもの（小松原中学校ほか6校分）		
契約の相手方	[所 在 地] 都城市上町6街区21号 [名 称] 有限会社 都城金海堂		
契約の相手方の選定理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 教科書及び指導書の発行者は、各学校まで確実に教科書を供給することが事実上困難なため、教科書供給業者と契約を結んで供給を行っている。 教科書供給業者は、各都道府県におおむね1か所ずつあり、各管内の教科書取扱書店の選定、受給調整等を行っている。 上記事業者は、本県の教科書供給業者である宮崎県教科図書販売株式会社より、供給業務を完遂するための条件を具備する書店として、都城市管内の教科書取扱書店に指定されている。さらに、これまでの取扱実績及び経営規模により、小松原中学校ほか6校についての教科書取扱いについて指定されている。 以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。		
契 約 締 結 日	令和7年3月12日		
契 約 金 額	25,221,293円		

令和 7 年度 随意契約理由書

		番 号	72
担 当 課	[部 課 等 名] 教育委員会 学校教育課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 1 6 1 (直通)		
契 約 案 件 名	中学校教師用教科書及び指導書		
案 件 の 概 要	学校教育における主たる教材である教師用の教科書及び指導書を購入し、都城市立の中学校へ納品するもの（妻ヶ丘中学校ほか8校分）		
契約の相手方	[所 在 地] 都城市中原町 1 9 街区 3 号 [名 称] 田中書店 株式会社		
契約の相手方の選定理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 教科書及び指導書の発行者は、各学校まで確実に教科書を供給することが事実上困難なため、教科書供給業者と契約を結んで供給を行っている。 教科書供給業者は、各都道府県におおむね1か所ずつあり、各管内の教科書取扱書店の選定、受給調整等を行っている。 上記事業者は、本県の教科書供給業者である宮崎県教科図書販売株式会社より、供給業務を完遂するための条件を具備する書店として、都城市管内の教科書取扱書店に指定されている。さらに、これまでの取扱実績及び経営規模により、妻ヶ丘中学校ほか8校についての教科書取扱いについて指定されている。 以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。		
契 約 締 結 日	令和 7 年 3 月 1 2 日		
契 約 金 額	3 4 , 6 2 7 , 5 2 4 円		

令和7年度 随意契約理由書

		番 号	73
担 当 課	[部 課 等 名] こども部 こども家庭課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 3 6 - 5 6 6 1 (直通)		
契 約 案 件 名	妊婦のための支援給付に係るシステム改修業務委託		
案 件 の 概 要	令和7年4月1日から制度化される妊婦のための支援給付金に係る健康 かるての改修業務を委託するもの		
契約の相手方	[所 在 地] 宮崎市高千穂通一丁目6番38号 [名 称] 行政システム九州株式会社 宮崎支店		
契約の相手方 の 選 定 理 由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当		
	健康かるて（以下「システム」という）は、上記事業者が開発したものであり、同事業者でなければ本委託業務の確実な履行を期待できない。 仮に他の事業者へ委託した場合、システムの確実な更新が困難であり、行政事務に支障を来すおそれが高く、その際の責任の所在も不明確となる。 以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。		
契 約 締 結 日	令和7年3月14日		
契 約 金 額	992,200円		

令和 7 年度 随意契約理由書

番 号	74
-----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 総務部 情報政策課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 1 2 0 (直通)
契 約 案 件 名	標準準拠システム用端末構築業務委託
案 件 の 概 要	国が進める自治体情報システムの標準化に伴い、標準準拠システムを使用する端末の環境構築を委託するもの
契約の相手方	[所 在 地] 宮崎市高千穂通一丁目 6 番 3 8 号 [名 称] 行政システム九州株式会社 宮崎支店
契約の相手方の選定理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 市システム（Acrocity、MCWEL介護保険、市町村事務処理標準システム、THINK CreMas Cloud、総合福祉WEL+、健康カルテ等）は、上記事業者が令和7年10月14日の標準準拠システムへの移行に向け作業を行っており、本委託業務においては、標準準拠システムに関する設定内容を十分に理解していることが必要不可欠である。 本業務を仮に他の事業者に委託した場合、まずシステムの調査から行うこととなり、期間内に委託業務を終了することが困難となる可能性が高く、標準準拠システムの移行作業に支障が出るおそれもあり、その際の責任の所在も不明確となる。 以上の理由により、標準準拠システムの移行作業を行っている上記事業者でなければ、本業務の適切かつ確実な対応が期待できないことから、同事業者と随意契約するものである。
契 約 締 結 日	令和7年3月14日
契 約 金 額	1, 5 7 2, 3 4 0 円

令和 7 年度 随意契約理由書

		番 号	75
担 当 課	[部 課 等 名] 観光スポーツPR部 みやこんじょPR課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 6 1 5 (直通)		
契 約 案 件 名	テレビ番組制作等業務委託		
案 件 の 概 要	本市の観光地、物産品等の情報をテレビ番組で放送するテレビ番組制作等業務を委託するもの		
契約の相手方	[所 在 地] 宮崎県宮崎市橘通西 4 丁目 6 番 7 号 [名 称] 株式会社 宮崎放送		
契約の相手方の選定理由	地方自治法施行令第167条の 2 第 1 項第 2 号該当 本業務は、県全域へのPR及び市民の愛郷心の醸成を目的とし、本市の観光地、物産品等の情報をテレビ番組で放送するものである。 本業務の目的達成のためには、県民の多くがテレビを視聴する時間帯に継続的に番組を放送する必要がある。 この番組制作及び放送に関して、放送枠の確保が可能であり、かつ、本市が希望する視聴率の高いゴールデンタイムに P R 番組の枠の設定をしているのは上記事業者のみである。 以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。		
契 約 締 結 日	令和 7 年 3 月 1 9 日		
契 約 金 額	3 0 , 3 6 0 , 0 0 0 円		

令和 7 年度 随意契約理由書

		番 号	76
担 当 課	[部 課 等 名] 総務部 財産活用課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 6 7 2 (直通)		
契 約 案 件 名	本庁舎外課名変更に伴うサイン書替業務		
案 件 の 概 要	令和 7 年度の市の組織再編に伴い、市役所本庁舎及び南別館の案内表示の変更及び更新を行うものである。		
契約の相手方	[所 在 地] 都城市都北町 5 9 8 7 番地 8 [名 称] 有限会社せり工房		
契約の相手方の選定理由	地方自治法施行令第167条の 2 第 1 項第 5 号該当 本件は、令和 7 年度の市の組織再編に伴う市役所本館のレイアウト変更の実施に際して、案内表示の変更及び更新を行うものである。本館及び南別館の各階案内板等の多数の表示物の変更が必要となっている。 本業務は、新年度の市の組織体制の決定後、急遽、履行が必要となったものだが、令和 7 年度開始までの短期間で業務を完了させなければならず、本件の想定される工期を考慮すると、至急業務に着手する必要がある。この点、上記事業者は昨年施工した事業者であり、現地調査を複数回行っているため、現状を熟知している。 また、今回の改修では既存の雰囲気損なうことなく、また、サイン表示の統一性がなくなること、来庁者に混乱を招くことがないよう、十分に配慮しなければならない。 この点、上記事業者は昨年度もサイン書替えを行っており、現状のサインの構造・材質・施工方法も十分に把握していることから、適切かつ確実な履行が担保されている。 以上の理由から、上記事業者と随意契約するものである。		
契 約 締 結 日	令和 7 年 3 月 2 1 日		
契 約 金 額	5 2 7 , 4 5 0 円		

令和7年度 随意契約理由書

番 号	77
-----	----

担 当 課	[部 課 等 名] 健康部 介護保険課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 1 1 4 (直通)
契 約 案 件 名	令和6年度介護報酬改定等に伴うシステム改修業務委託
案 件 の 概 要	令和6年度に施行される介護報酬改定等に伴いAcrocity介護保険システムの改修を委託するもの
契約の相手方	[所 在 地] 宮崎市高千穂通一丁目6番38号 [名 称] 行政システム九州株式会社 宮崎支店
契約の相手方の選定理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 本業務は介護報酬等の一部改定に伴い、現在稼動している基幹システムのAcrocityを改修する業務委託である。 本システムは、上記事業者が導入したものであり、同事業者でなければ本業務の確実な履行を期待できない。仮に本業務を外の事業者へ委託した場合、行政事務に支障が出るおそれがあり、また、本業務の履行後にシステムに不具合が生じた場合の責任の所在も不明確となる。 以上の理由により、上記業者と随意契約するものである。
契 約 締 結 日	令和7年3月24日
契 約 金 額	675,400円

令和7年度 随意契約理由書

番 号 78

担 当 課	[部 課 等 名] 環境森林部 環境政策課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 1 3 0 (直通)
契 約 案 件 名	都城市墓地台帳管理システム再構築業務委託
案 件 の 概 要	都城市墓地台帳管理システムの再構築を行うもの
契約の相手方	[所 在 地] 都城市花繰町20号8番地 [名 称] 株式会社システム・ナイン
契約の相手方の選定理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 本業務は、都城市墓地台帳管理システムを仮想サーバー上に再構築するものである。 本市では市内8ヶ所、約12,200件の市営墓地台帳をシステムで管理している。当該システムを庁内システム用の仮想サーバに再構築し運用するものである。 当該システムは、上記事業者が導入及び設定を実施したものでり、上記事業者はその構成を熟知しており、当該システムに必要なサーバの能力を把握していると共に、データの移行についても確実かつスムーズに行うことができ、今回の委託業務を確実に履行することが期待できる唯一の事業者である。 仮に本業務を他の事業者へ委託した場合、当該システムの導入事業者と再構築事業者が混在することになり、障害発生時の迅速な対応が難しく、その責任の所在も不明確となる。 以上の理由により、上記事業者と随意契約するものである。
契 約 締 結 日	令和7年3月25日
契 約 金 額	616,000円

令和 7 年度 随意契約理由書

		番 号	79
担 当 課	[部 課 等 名] 総務部 総務課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 5 1 0 (直通)		
契 約 案 件 名	弁護委任契約		
案 件 の 概 要	都城市が株式会社ヒムカ食品に対して、令和 6 年 3 月 2 8 日付けで不当利得等返還請求事件を提訴した事件について、令和 7 年 1 月 1 4 日に判決言渡しがあった。判決内容は、被告都城市の主張が全て認められた完全勝訴であった。この判決に対し、被告株式会社ヒムカ食品が一審判決の取消しを求めることを趣旨に、福岡高等裁判所宮崎支部に控訴をしたため、一審に引き続き、顧問弁護士に訴訟委任をするもの。		
契約の相手方	[所 在 地] 宮崎市旭 1 丁目 7 番 1 2 号 エスポワール宮崎県庁通り 2 0 5 号 [名 称] 小城和男法律事務所		
契約の相手方の選定理由	地方自治法施行令第167条の 2 第 1 項第 2 号該当		
	上記弁護士は、本市の顧問弁護士であり、本市の対応について報告・協議している。また、第一審の訴訟委任も同弁護士に依頼しており、係争の内容の詳細を最も把握しているため、本市にとって第二審をスムーズに進めていく上で、最も適任であると考えられる。 以上の理由から、上記事務所と随意契約するものである。		
契 約 締 結 日	令和 7 年 3 月 2 5 日		
契 約 金 額	2, 5 3 0, 0 0 0 円		

令和7年度 随意契約理由書

		番 号	80
担 当 課	[部 課 等 名] 観光スポーツPR部 みやこんじょPR課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 2 1 9 3 (直通)		
契 約 案 件 名	都城市伝統的工芸品の新たな担い手確保及び育成支援業務委託		
案 件 の 概 要	本事業は、本市の誇る伝統工芸の技術を次世代に継承するため、将来の担い手を掘り起こし、後継者として育成及び定着させること並びに伝統工芸品やそれらを製造する職人の魅力を対外的にPRすることを目的とするもの。		
契約の相手方	[所 在 地] 東京都中央区日本橋人形町2丁目14番10号 アーバン ネット日本橋ビル1階 [名 称] 株式会社ニッポン手仕事図鑑		
契約の相手方の選定理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当		
	本事業は、本市の誇る伝統工芸の技術を次世代に継承するため、将来の担い手を掘り起こし、後継者として育成及び定着させること並びに伝統工芸品やそれらを製造する職人の魅力を対外的にPRすることを目的とするものである。 本事業の実施に当たっては、事業者向け説明会の開催、全国各地の後継候補者への募集案内、インターンシップの実施、就業・移住等の生活環境適性検査、インターンシップ終了後のフォローアップ等の幅広い業務を網羅的に履行する必要があることから、事業実施に係るノウハウ及び実績だけでなく、全国の美術工芸を専攻する学生等の後継者となることが期待できる者への周知が可能となる人脈が構築されていることが求められる。その点、当該業者は、複数の自治体において本件類似の事業を実施し、実施したほぼ全ての自治体で後継者を輩出している。さらに、代表者である大牧氏は、自治体と連携した事業実施の経験及び自治体の推薦が求められる、総務省の地域力創造アドバイザーにも認定されている。また、当該業者は、全国の美術工芸学校等との人脈を有しており、本事業を全国各地の学生等に効果的かつ効率的に周知することができる。 以上の理由により、上記事業者と随意契約を締結するものである。		
契 約 締 結 日	令和7年3月26日		
契 約 金 額	5, 6 1 3, 0 0 0円		

令和 7 年度 随意契約理由書

番 号 81

担 当 課	〔部 課 等 名〕環境森林部 森林保全課 〔電 話 番 号〕0 9 8 6－2 3－2 1 5 2（直通）
契 約 案 件 名	安久町千穂直営林 立木処分
案 件 の 概 要	都城市有林の安久町千穂直営林について、立木を売却するもの
契約の相手方	〔所 在 地〕都城市早鈴町 5 0 8 5 番地 〔名 称〕都城森林組合
契約の相手方の選定理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当 当該直営林の立木処分について、本業務を実施するためには、伐採作業などの特殊な技術と労務の確保を必要とし、かつ、森林という現場に精通しいなければならない。また、当該直営林は、地籍調査未実施地区であり、急傾斜地区も含まれていることから、施業には特殊な技術と知識が必要である。 上記組合は、長年にわたり本市が委託する市有林の伐採管理に携わっており、当該直営林についても現場を熟知し、当該区域の境界を的確に判別できる唯一の事業体である。 以上の理由により、本業務の受注者として必要な上記の要件を満たし、確実な業務遂行を期待できる上記組合と随意契約するものである。
契 約 締 結 日	令和 7 年 3 月 2 7 日
契 約 金 額	3 0, 4 7 0, 0 0 0 円